

第2次菊川市総合計画 (基本構想案)

<H27.12.21 現在>

黒字…確定（暫定）

黒字…作業中あるいは修正後の要検討事項

青字…庁内策定委員会など、庁内で検討をするもの

赤字…総合計画審議会など、外部組織も含めた検討をするもの

はじめに

市長のことば

平成 年 月 日

菊川市長 太田順一

<目 次>

第1編 序論

第1章 計画策定にあたって.....	
1 計画策定の背景・目的	
2 計画の構成と期間	
第2章 菊川市のすがた.....	
1 菊川市の位置・面積	
2 合併の経緯	
第3章 計画策定の背景.....	
1 時代潮流	
2 菊川市の概況と特徴	
第4章 まちづくりの課題.....	

第2編 基本構想

第1章 まちの将来像	
1 基本理念	
2 将来像	
第2章 めざすまちづくりの方向性.....	
1 基本指標	
2 将来都市構造	
3 基本目標	
第3章 施策の大綱	
第4章 基本目標別取組.....	
第5章 基本構想の推進に向けて.....	

第3編 資料編

1 第2次菊川市総合計画策定体制	
2 菊川市総合計画条例	
3 菊川市総合計画庁内策定委員会要綱	
4 第2次菊川市総合計画策定経緯・経過	
5 菊川市総合計画審議会への諮問	
6 菊川市総合計画審議会の答申	
7 用語解説	

第1編 序論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・目的

菊川市では、平成19年度を初年度とし平成28年度を目標年次とする「第1次総合計画」において、「みどり 次世代～人と緑・産業が未来を育むまち～」を将来像に掲げ、その実現に向けてまちづくりを進めてきました。

本市が誕生して10年が経過する中、人口減少や少子高齢化、経済のグローバル化、地球温暖化の進行、地方分権改革の進展、東日本大震災を契機とした防災意識の高揚など本市を取り巻く状況は大きく変化しています。

このような状況の中、現行の「第1次菊川市総合計画」が平成28年度末をもって満了することから、本市を取り巻く社会環境・経済情勢・市民ニーズ等の変化に的確に対応するため、「第2次菊川市総合計画」を策定します。

第2次菊川市総合計画は、大きく変動する社会情勢の中で、その時々々の市民ニーズや新たな課題に適切に対応できるよう、現行の総合計画を踏まえながら、市民と行政との協働のもとで、厳しい財政環境に耐え得る実効性のある計画とすることを目標に、次の基本的な考え方のもとに策定しました。

(1) 計画をつくるための検討課題

人口の減少と人口構成の変化、超高齢化社会の到来、インフラの老朽化の進展、災害対策など、大きく変動する社会情勢を踏まえた、新たな課題に対応します。

(2) 時代の要求に対応できる計画づくり

多様な市民ニーズを踏まえながら、その時々々の社会情勢や財政状況等を勘案し、より対応できる計画とします。

(3) 目標を明確にした市民に分かりやすい計画づくり

市民とまちづくりの目標を共有し、協働によるまちづくりを推進するため、目標となる指標や施策の達成状況、事業効果などをわかりやすく示した計画とします。

(4) その他の計画等との関連

市が策定する各分野における個別の計画や施策に方向性を与える上位計画として位置付けます。

2 計画の構成と期間

第2次菊川市総合計画は、平成37年度を展望し、「基本構想」及び「実行計画」により構成されます。

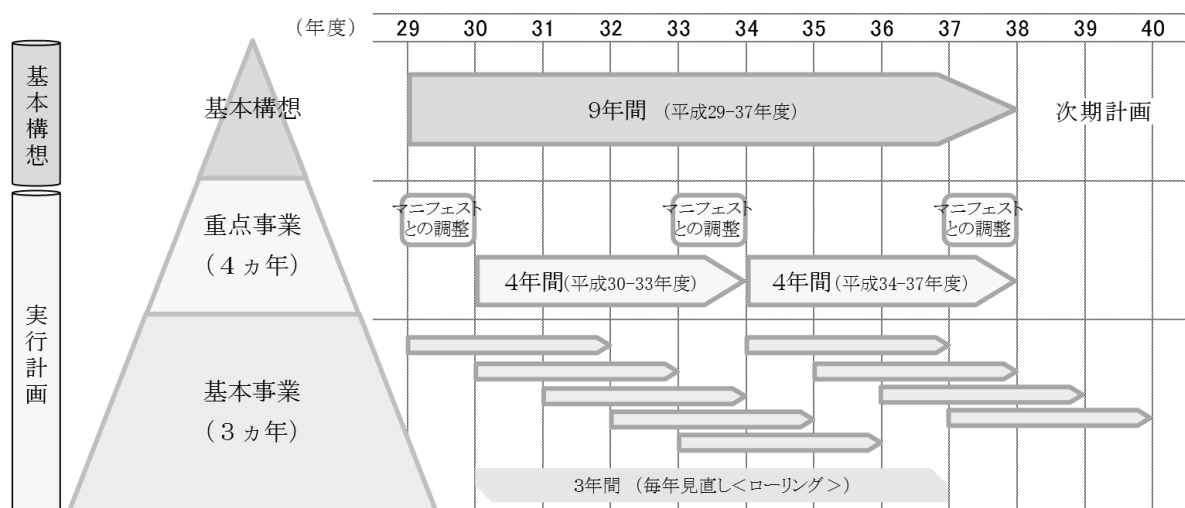
(1) 基本構想

合併時の理念を継承し、本市が目指す将来像を定め、その実現に向け5つの基本目標と●の政策、●の施策を体系的に定めました。

計画期間は平成29年度から平成37年度の9年間とします。

(2) 実行計画

基本構想に定めた政策、施策を推進するため、4年間の重点事業と3年間の基本事業を示すものです。また、基本事業については、毎年ローリングにより見直しを実施していきます。



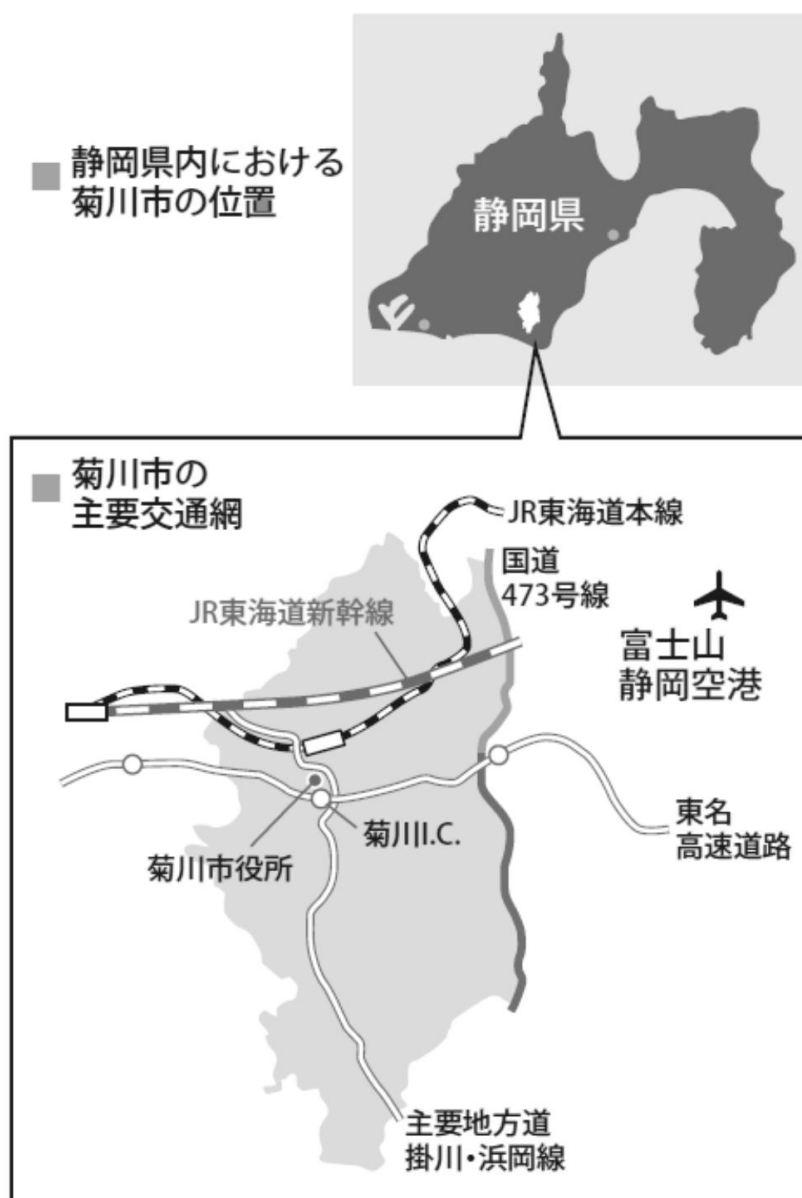
第2章 菊川市のすがた

1 菊川市の位置・面積

菊川市は、静岡県の中西部、静岡市と浜松市のほぼ中間に位置し、市の中央を一級河川菊川が流れ、牧之原台地に広がる大茶園と平野部の田園地帯など、みどり豊かな自然環境と都市機能が共存する地域です。

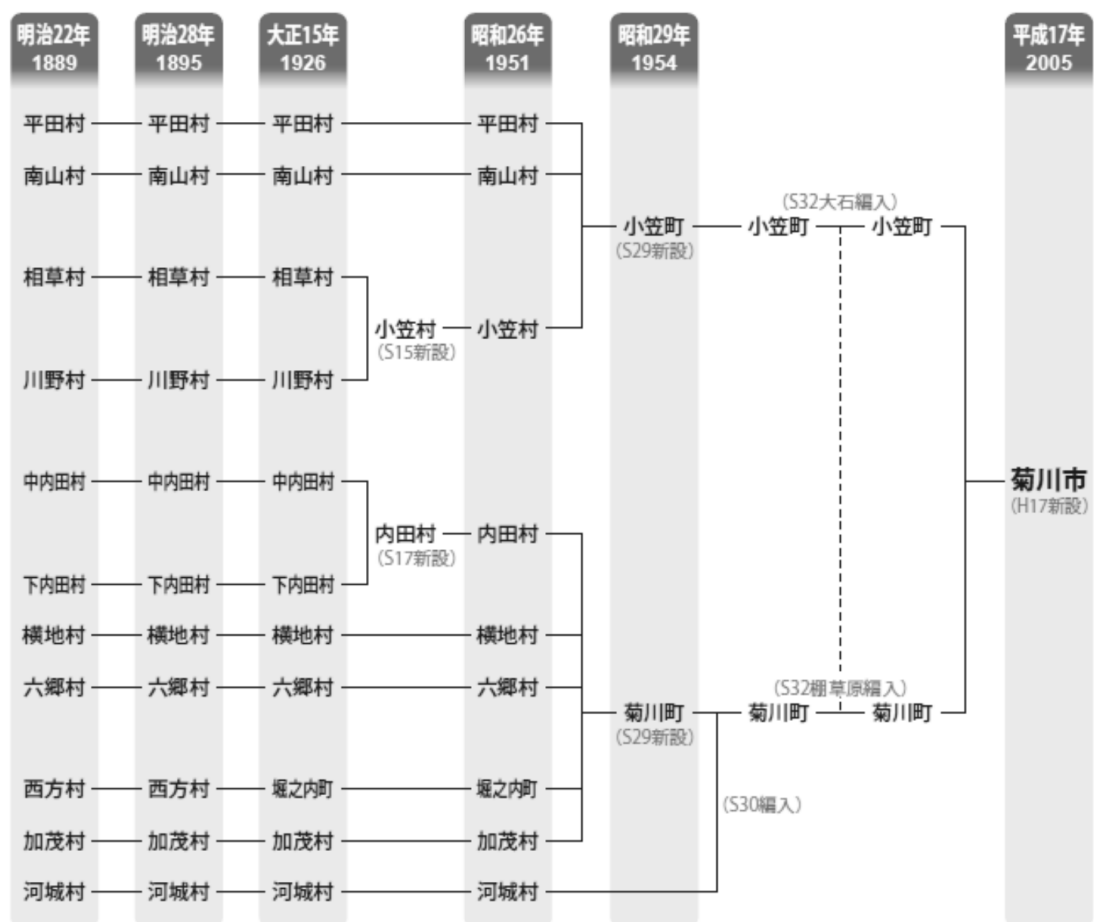
市域は、東西方向に約9km、南北方向に約17kmに及び、面積は94.19k㎡となっています。

地域内には、JR東海道本線菊川駅、東名高速道路菊川インターチェンジを有し、またJR東海道新幹線掛川駅、御前崎港、富士山静岡空港、新東名高速道路に近接するなど交通結節点として、さらに利便性が高まり、将来に向け大きく発展することが期待されています。



2 合併の経緯

明治中期には、菊川市は 11 の村に分かれていましたが、昭和初期の合併により 1 町 8 村となり、昭和 29 年から 32 年の合併・編入を経て、小笠町・菊川町の 2 町になりました。平成期になり、いわゆる「平成の大合併」の動きの中、一級河川菊川や病院、消防、ゴミ処理などの共同運営を通じ、最も関係が深い両町が平成 17 年 1 月 17 日合併、「菊川市」となり現在に至っています。



第3章 計画策定の背景

1 時代背景

(1) 少子高齢化・人口減少、地方創生の取組

わが国の総人口は、平成 16 年をピークに減少局面へと入っており、平成 25 年 3 月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した推計によると、わが国の総人口は平成 52 年には約 1 億 7 百万人になると見込まれています。併せて平成 52 年には全ての都道府県で平成 22 年を下回るとされています。また、合計特殊出生率は下げ止まったものの、15 歳から 49 歳までの女性人口が減少している影響から出生数は減少し続け、少子高齢化は一層進行し、超高齢社会となっています。これまでの、人口増加を前提とした社会からの考え方の劇的な転換が求められています。

このような中、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、国は平成 72 年に 1 億人程度の人口を確保する中長期展望を提示した「人口長期ビジョン」と、平成 27～31 年度（5 か年）の政策目標・施策を策定しました。これを踏まえて、全国のすべての都道府県・市町村が、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定し、地方が自立につながるよう自らが考え、責任を持って戦略を推進することとなり、本市においても人口ビジョンと総合戦略を平成 27 年 10 月に策定しました。

(2) 環境負荷に配慮する社会

二酸化炭素等の温室効果ガス排出量は近年も増加傾向にあります。地球温暖化の影響は年々顕在化し、洪水などの異常気象が生じ、地球環境への負荷低減が国際的な課題として掲げられるなか、平成 27 年の気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）ではパリ協定が合意され、世界の気温上昇を 1.5 度未満に抑えるための取り組みを推進していくこととなりました。

一方、国内では平成 23 年 3 月 11 日に発生した、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により、原子力の安全性に係る信頼は揺らいでいます。また、国の行う規制緩和の一環として電力自由化が進み、大きな転換点に立っています。省エネルギーの推進は事業者だけでなく、個人の生活スタイルを変化させて取り組む問題となり、加えて再生可能エネルギーの利用拡大、環境負荷に配慮する社会づくりが重要となっています。

(3) 地域経済をとりまく環境の変化

わが国の経済情勢は長らくデフレのもと経済が低迷していましたが、近年は政府が進める経済政策などの効果が顕在化しはじめ、企業の業績も回復しています。このような中、一人ひとりの日本人、誰もがもっと活躍できる「一億総活躍」社会を目指した政策が打ち出され、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」によって、更なる好循環を目指そうとしています。

一方で、経済のグローバル化が進み、経済活動の機会が拡大すると同時に国際

競争の激化、生産拠点の海外移転による産業空洞化など、わが国を取り巻く経済環境は依然として厳しい状況です。

また、近年は外国人訪日客が 1000 万人を超え、訪日客による地域への経済効果も大きくなっています。本市は、首都圏と中部圏、近畿圏を繋ぐゴールデンルート上に位置し、富士山静岡空港にも近接しており、更に、国内ではラグビーワールドカップや東京オリンピックなど国際的なスポーツイベントの開催が予定されるなど、今後も訪日客は一定の水準が期待できることから、これらを活かす取り組みが求められています。

（４）高度情報化の進展

インターネットや I o T（Internet of Things）といった高度な情報通信技術の発達、スマートホンやウェアラブル端末といった通信機器の急速な普及などにより個人の地球規模での闊達な活動が可能となり、「人」「もの」「情報」のスピード感ある流動化が進んでいます。

まちづくりに関連しても、インターネットや携帯電話、G I S（地図情報システム）、ビッグデータなどを活用した地域情報化の取り組みが進められ、様々な分野で市民生活の向上や地域活性化に情報通信技術が活用されています。

一方、個人情報保護の意識が高まるなか、情報流出等の問題の拡大など情報に関する様々な犯罪が社会問題化しており、情報に関する住民意識は高まっています。さらに、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆるマイナンバー法が平成 25 年 5 月 31 日に公布され、平成 28 年 1 月 1 日から個人番号の利用が開始されました。平成 29 年 7 月からは全国での連携も開始されることにより、今以上に、個人情報の取扱いや保護に対する意識は高まっていきます。

また、いつでもどこでも誰でも、情報を容易に入手し利用しやすくなってきた反面、情報機器に関する知識や操作能力の差などによって情報授受量に格差が生じることへの懸念も指摘されています。

（５）加速する高齢化への対応

2025 年問題と言われている、団塊の世代の人々が 2025 年には 75 歳以上となり、今後は超高齢化が進み、生産年齢人口は減少していきます。これにより、人口構成が変化し、市財政の歳入と歳出両面に大きな影響を及ぼすことが予想されます。人口減少時代を迎え、高齢者も含めたさまざまな世代の市民が生きがいを持って暮らせるよう、それぞれが持つ知識や経験を活かし、能力を発揮しながら活躍できる社会が求められます。主婦（夫）やリタイヤした高齢者が起業・就労すれば、実質的な生産年齢人口の増加となり財政面のみならず、社会的課題の解決へもつながります。

また、福祉と医療との連携強化、介護サービスの充実、高齢者の住まいの整備など包括的な取り組みが重要であり、できる限り住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスを受けつつ、安心して自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地

域包括ケアシステムを構築し、「健康長寿社会」を実現させていくことが求められています。

また、これまで拡大成長を前提としていた市街地についても、都市の中心部に様々な施設を集中させ、歩いて暮らせる集積型まちづくりであるコンパクトシティの概念にもとづくまちづくりも求められるようになってきています。

(6) 安全・安心意識の高まり

平成 23 年に発生した東日本大震災は、被災地をはじめわが国全体に甚大な被害をもたらし、人々の意識やライフスタイルまでも変える大きな影響を与えました。更に、平成 26 年には広島土砂災害、平成 27 年には一級河川である鬼怒川の決壊など、各地で様々な自然災害が発生しています。平成 24 年、平成 25 年には、国において南海トラフ巨大地震の被害想定も見直しが行われており、強くてもしなやかな国をつくる国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）を推進していくことが求められています。

高齢者や子どもを巻き込んだ凶悪犯罪なども依然として発生し、身近な地域における犯罪への不安が増大しています。

(7) 教育や子育てに対する関心の高まり

近年、子どもの学力低下やいじめ、不登校、ひきこもり状態にある子どもなど深刻な社会問題となっています。このような中、平成 25 年に第 2 期教育振興基本計画が策定され、教育行政の方向性として「①社会を生き抜く力の養成」、「②未来への飛躍を実現する人材の養成」、「③学びのセーフティネットの構築」、「④絆づくりと活力あるコミュニティの形成」が打ち出されています。これらの方向性のもと、小学校における英語教育実施学年の早期化、全国学力・学習状況調査の実施、子どもの成長に応じた柔軟な学制の在り方の検討などの取り組みが進められています。

女性の就労・共働き夫婦の増加に伴い、保育園や放課後児童クラブの利用ニーズは高まっています。また、少子化、核家族化、地域との結びつきの希薄化が進み、育児への不安の解消、地域での子育て支援、子どもに対する虐待防止など、孤立しがちな在宅の子育て支援も求められています。

将来の菊川市を担う子どもたちを育み、若い世代に住みたいと思われるまちづくりを進めるためにも、子育て支援施策や子どもが安心して健やかに学ぶことができ、特色のある教育施策のさらなる拡充が必要です。

(8) 地域の歴史、文化、景観の再認識

地域の特徴、独自の生活風景や文化財が、地域への帰属意識や住民の連帯感を強めるまちづくりのキーワードとして注目されており、富士山の世界文化遺産登録や茶草葉農法の世界農業遺産登録、和紙や和食の無形文化遺産登録など地域遺産の登録が相次いでいます。また、国においても、地域の歴史的魅力や特色を通じて文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」として認定する制度を始めています。

これまで豊かな社会を造るために、新しいものを創り上げてきましたが、拡大を前提としたまちづくりは困難になっています。

先人の築いてきた歴史や文化、豊かな自然や景観は市固有の財産であり、これらの資源を再認識、再評価する中でどのように活かしていくのか、次の世代のまちづくりへとつながる新たな活動が求められています。

(9) 市民参画、協働・共創意識の高まりと多様な人材の活用

協働のまちづくりを基盤として、住民活動が活発化しており、今後も市民協働の手法を重視した取り組みを推進する必要があります。市民、団体、企業など多様な主体を地域づくりの担い手と位置づけ、協働・共創で良い社会サービスの提供を図る「新たな公」の考え方も広まっており、公民が連携して公共サービスの提供を行う P P P (Public Private Partnership) の考え方のもと民間活力の一層の活用が求められています。

多様なニーズに対応していくためには、サービスの受け手であった市民と行政が共に考え、共に選び、そして共に提供していくといった、住民と行政が一体となって自らの社会を形成していくことが求められています。

また、平成 27 年 6 月、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立・公布され、選挙権が 18 歳以上に引き下げられるなど、若い世代の社会参画がより求められるようになっています。

近年は、外国人を始め、さまざまな属性を有する人たちが増えてきています。そのため、多様な属性を有する人たちとの違いを尊重し、その違いをまちづくりへと積極的に活かしていくことで、誰もが住みやすい社会を構築していくことが求められています。

(10) 公共施設の更新時期の到来

安心安全の視点から、小中学校など公共施設の耐震化に取り組んできましたが、公共施設等の老朽化とその更新費用の財政負担が大きな問題となってきました。また、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことも予想されています。これを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、公用施設管理台帳の整備、市が保有する不動産の合理的な利活用を進めるなど、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などをおこなうことにより最適な配置を実現することが必要です。あわせて民間活力の導入や地域住民との協働による施設管理など公共施設マネジメントの視点を重視した施設更新のあり方を検討していく必要があります。

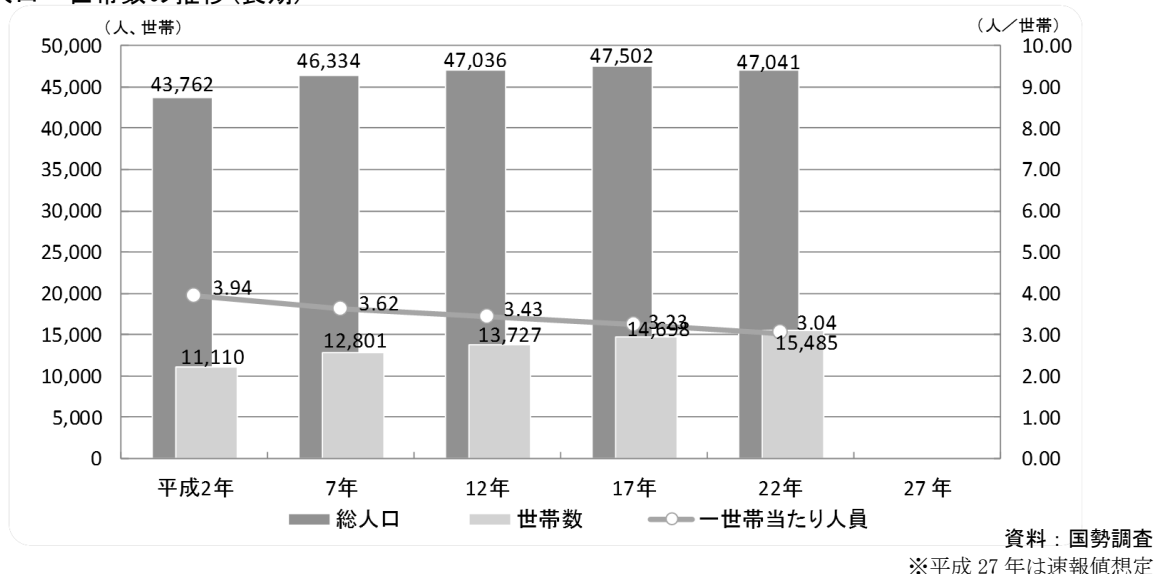
2 菊川市の概況と特徴

(1) 菊川市の概況

【人口等の状況】

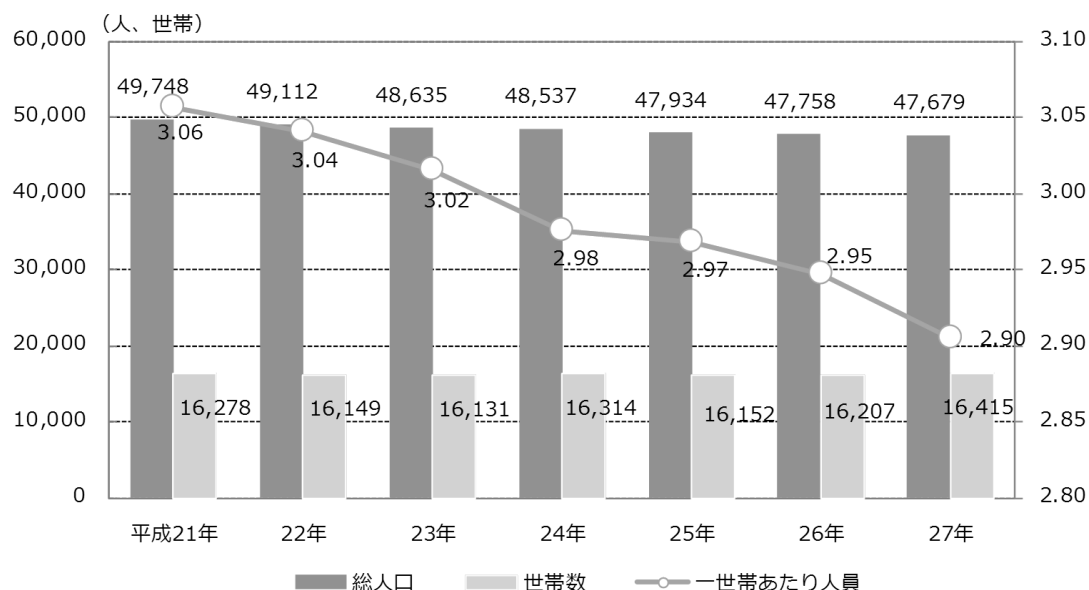
- ・国勢調査（平成 22 年 10 月 1 日）による人口、世帯数は、47,041 人、15,485 世帯で、一世帯当たり人員は 3.04 人となっています。昭和 60 年からの推移では増加傾向にありましたが、平成 17 年～22 年において減少に転じています。

■人口・世帯数の推移(長期)



- ・住民基本台帳人口により直近の推移をみても減少傾向となっています。
- ・外国人の推移をみると、多いときで 500 人超の減少となっており、減少した人口の多くは外国人であることがわかります。

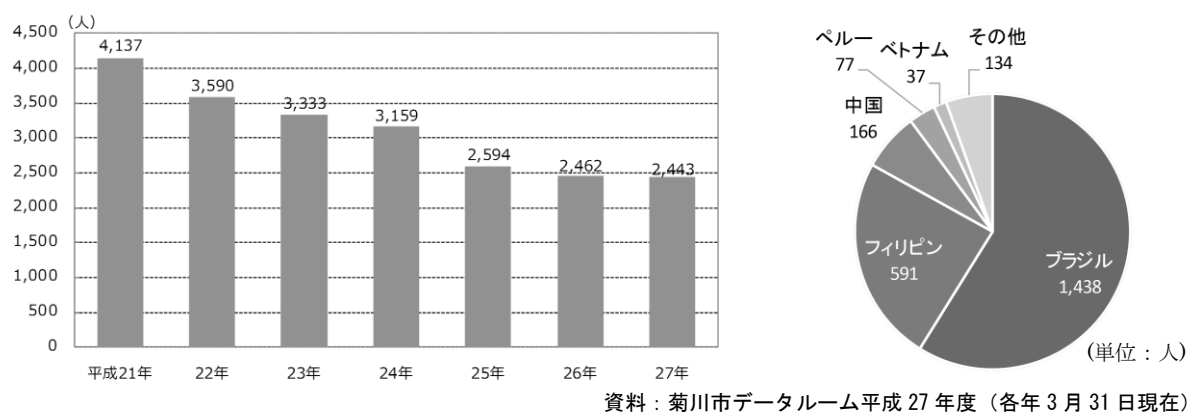
■人口・世帯数の推移(短期)



資料：住民基本台帳、外国人登録数（各年 3 月 31 日現在）

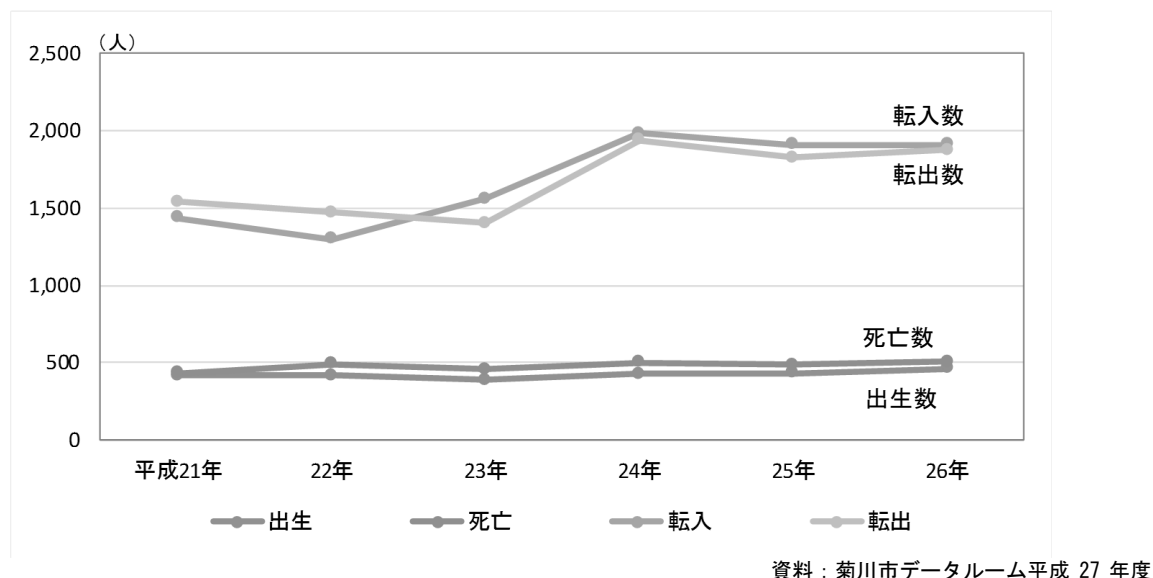
※ 住民基本台帳法の改正に伴い、外国人登録法が廃止されたため、平成 24 年度からは住民基本台帳に外国人も含む

■外国人数の推移及び国籍の内訳（平成 27 年 3 月末現在）



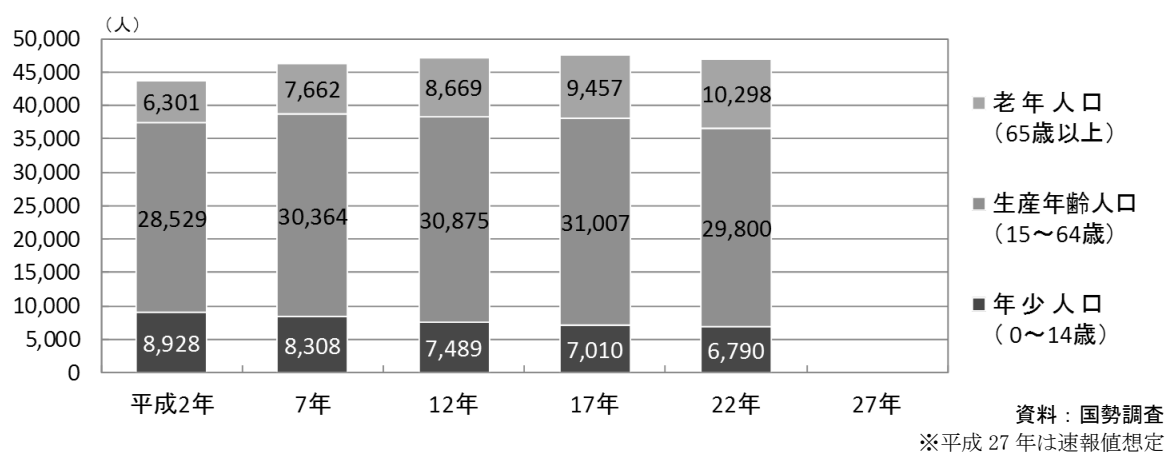
- ・自然動態は、近年死亡が出生を上回る「自然減」が継続しています。社会動態は、平成 23 年から転入が転出を上回り、「社会増」となっています。

■人口動態



- ・国勢調査（平成 22 年 10 月 1 日）によると、年少人口は 6,790 人、生産年齢人口は 29,800 人、老年人口は 10,298 人となっており、少子高齢化が進行しています。

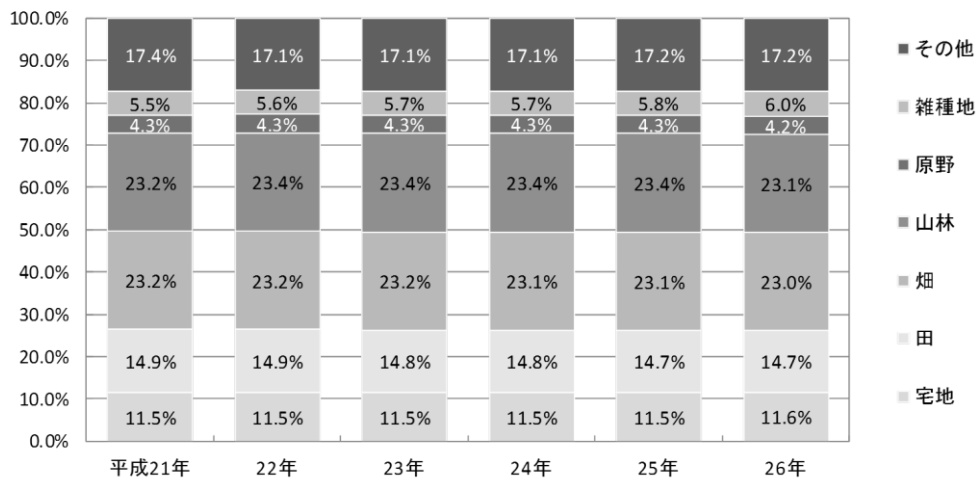
■年齢別人口の状況（3 区分）



【土地利用、交通条件等】

- ・本市を地形的要素で見ると、掛川丘陵、小笠山丘陵、牧之原台地及び牧之原周辺丘陵の丘陵地と、河川の堆積作用によって形成された菊川低地で構成されています。
- ・本市の東部に日本一の大茶園牧之原台地が広がっており、山林、田畑などの自然的土地利用が多くを占めています。近年、規模としては少ないながら、宅地の増加、田畑の減少が見られます。

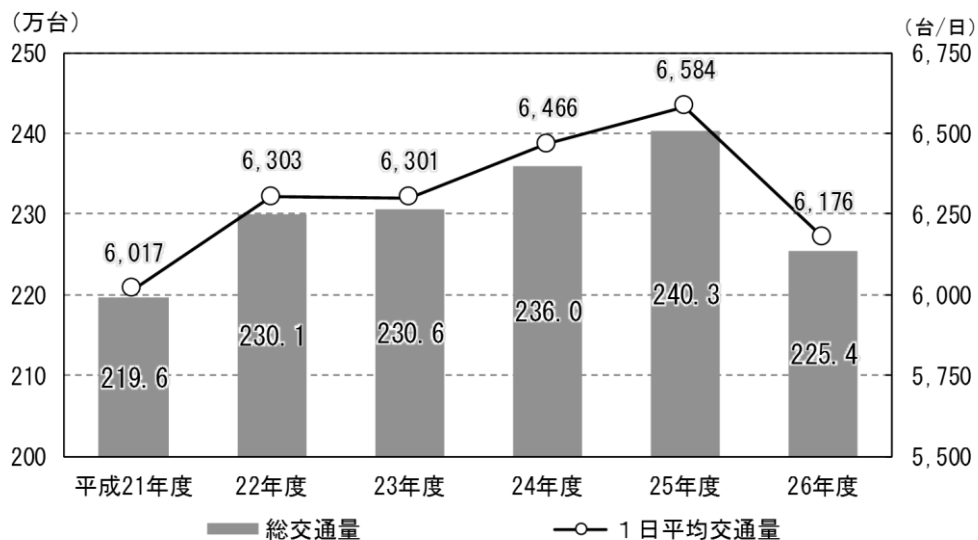
■地目別土地利用面積



資料：菊川市データルーム平成 27 年度版（税務課「概要調書」各年 1 月 1 日現在）

- ・市の東西方向に高速道路、鉄道が横断し、鉄道駅を中心とした公共交通網が形成されています。インターチェンジの利用については平成 25 年度まで増加傾向となっていました、平成 26 年度は減少に転じています。

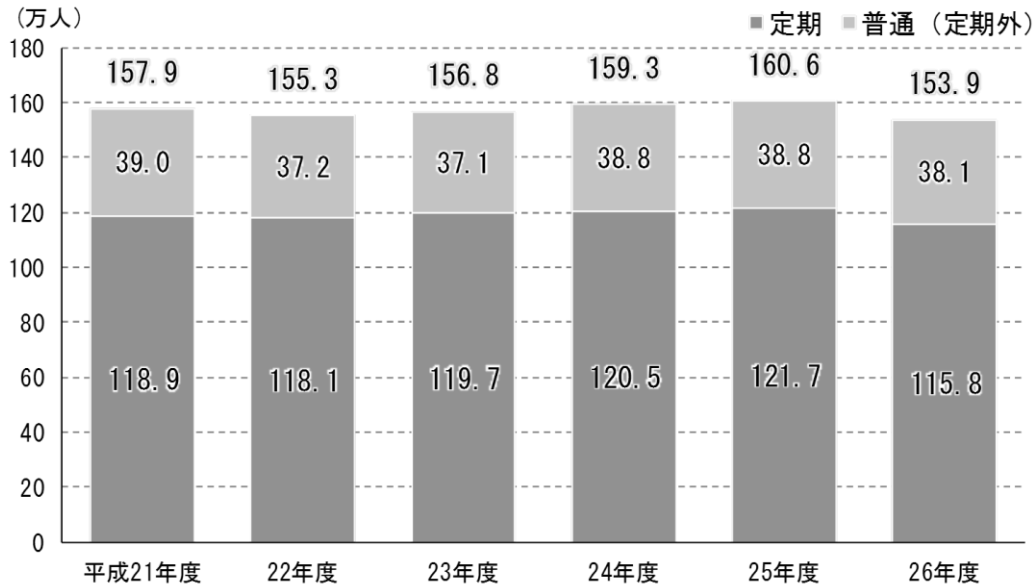
■菊川インターチェンジ交通量



資料：NEXCO中日本高速道路株式会社

- ・近年のＪＲ菊川駅の乗車人員の推移をみると、近年はほぼ横ばいで推移していますが、平成２６年度はやや減少し、１５３.９万人となっています。

■ＪＲ菊川駅乗車人員



- ・国勢調査による流出人口は 12,445 人、流入人口は 10,156 人で、流出超過になっています。周辺都市の掛川市、御前崎市、牧之原市等との結びつきが強くなっています。

■通勤・通学流動

単位：人、％

	流出人口			流入人口			夜間人口	昼間人口	昼夜間人口比率
	総数	通勤者	通学者	総数	通勤者	通学者			
平成 17 年	12,395	10,958	1,437	10,105	8,475	1,630	47,474	45,184	95.2
平成 22 年	12,445	11,097	1,348	10,156	8,694	1,462	47,041	44,752	95.1
平成 27 年									

単位：人

上位 5 市町	流出総数			上位 5 市町	流入総数		
	流出総数	通勤	通学		流入総数	通勤	通学
掛川市	5,855	5,460	395	掛川市	4,233	3,727	506
御前崎市	1,440	1,293	147	御前崎市	1,532	1,344	188
牧之原市	1,230	1,223	7	島田市	1,089	908	181
袋井市	739	641	98	牧之原市	869	770	99
浜松市	705	569	136	袋井市	515	460	55

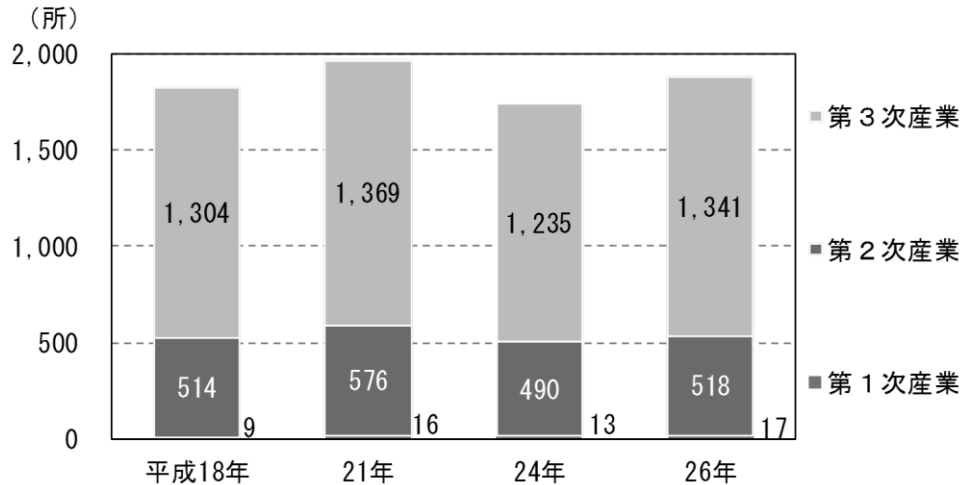
資料：国勢調査

※平成 27 年は速報値想定

【産業】

- ・産業大分類ごとの事業所数をみると、第3次産業が多くなっています。平成21年にやや減少しましたが、平成26年は増加に転じています。

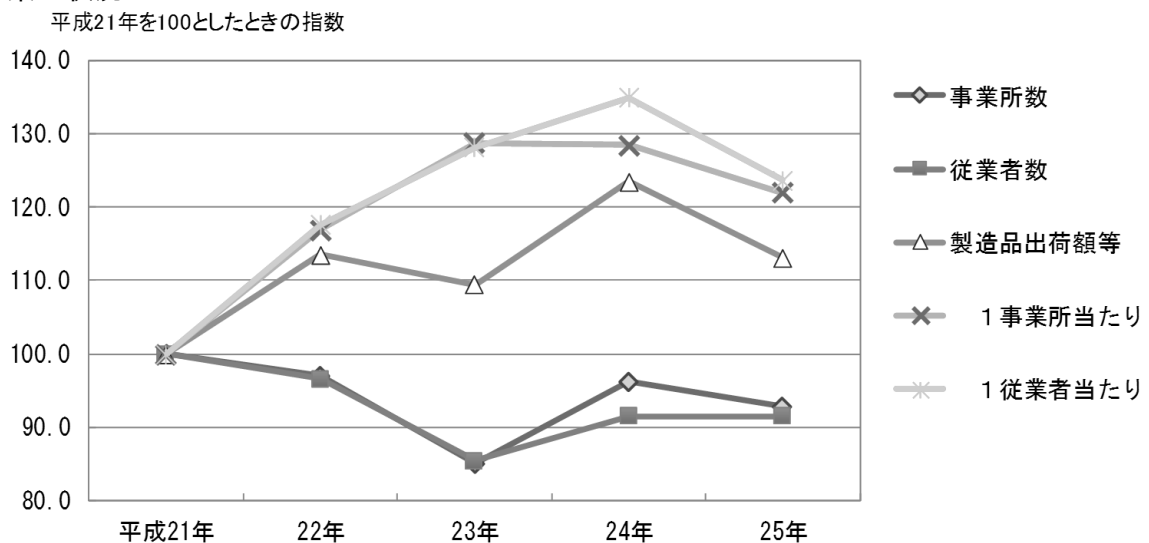
■事業所の状況



資料：平成18年事業所・企業統計調査報告書（平成18年10月1日現在）
 平成21年経済センサス基礎調査（平成21年7月1日現在）
 平成24年経済センサス基礎調査（平成24年2月1日現在）
 平成26年経済センサス基礎調査（平成26年7月1日現在）

- ・工業統計調査によると、平成25年の事業所数は192事業所、従業者数は7,735人、製造品出荷額等は2,424.7億円となっています。平成21年を100として、各年の推移を整理してみると、事業者数、従業者数は平成23年まで減少しその後上昇に転じています。

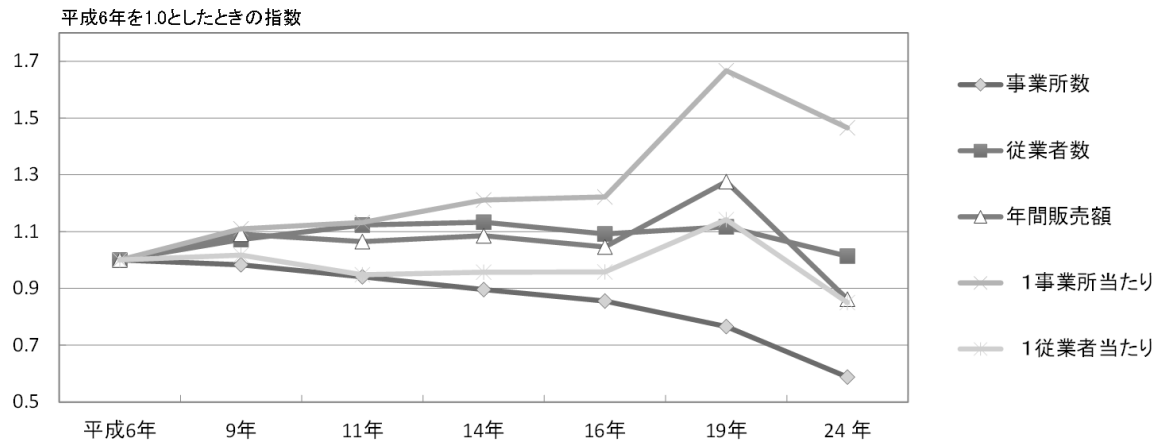
■工業の状況



資料：菊川市データルーム平成27年度版（工業統計調査）

- ・平成24年時点の商業に関する事業所数は338事業所、従業者数は2,411人、年間販売額は52,246,000万円となっています。平成6年との比較では、事業所数、従業者数の継続的な減少、販売額等では一時回復があったものの、近年再び減少となっています。

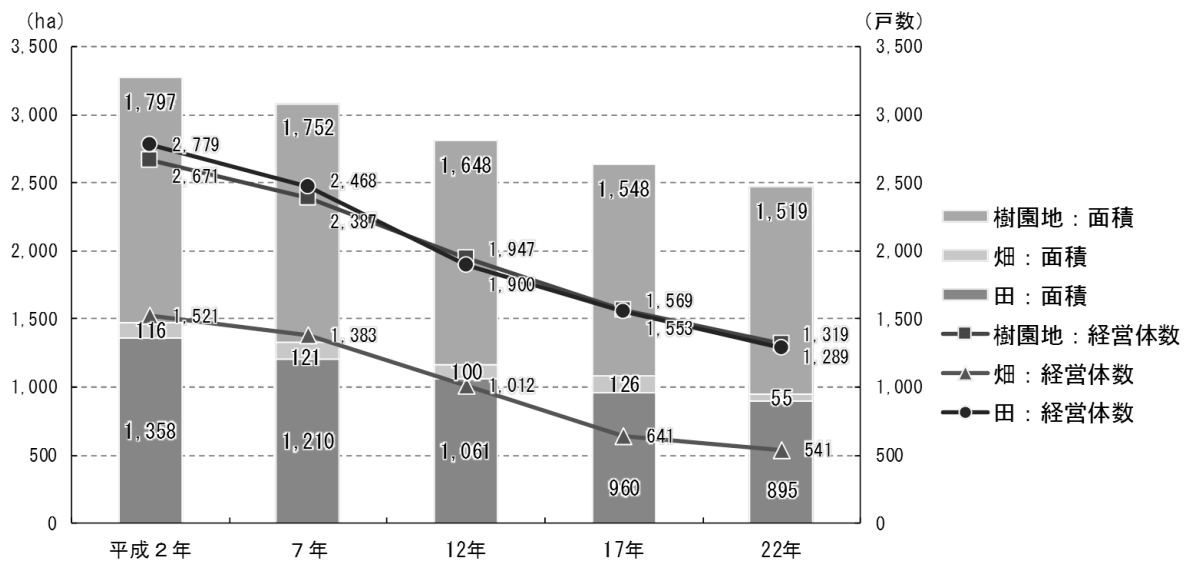
■商業の状況



資料：菊川市データルーム平成27年度版（商業統計調査・経済センサス）

- ・経営耕地面積及び経営体の状況をみると、平成22年では樹園地の面積、経営体数が多くなっていますが、田畑の状況と同様、面積、経営体数は減少傾向にあります。

■経営耕地面積・経営体数の状況

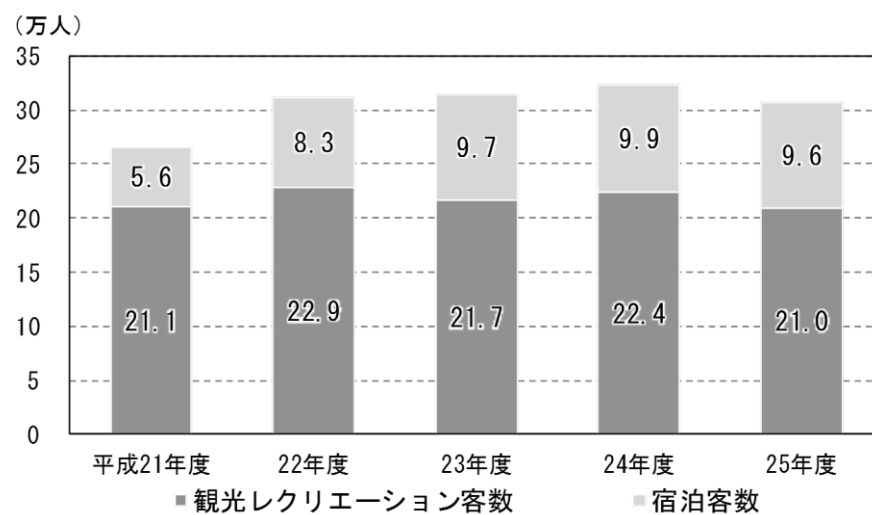


資料：農業センサス（各年2月1日現在）

- ※1 経営体：農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数の規定に該当する事業を行う者をいう。
- ※2 平成12年から調査対象が販売農家になっている。
- ※3 経営耕地：自作地と借入地の合計。なお、耕作放棄地はこれに含めない。
- ※4 樹園地：果樹園、茶園、桑園等を含む。

- ・観光客数については近年概ね横ばいですが、宿泊客数の伸びが見られます。

■観光客数

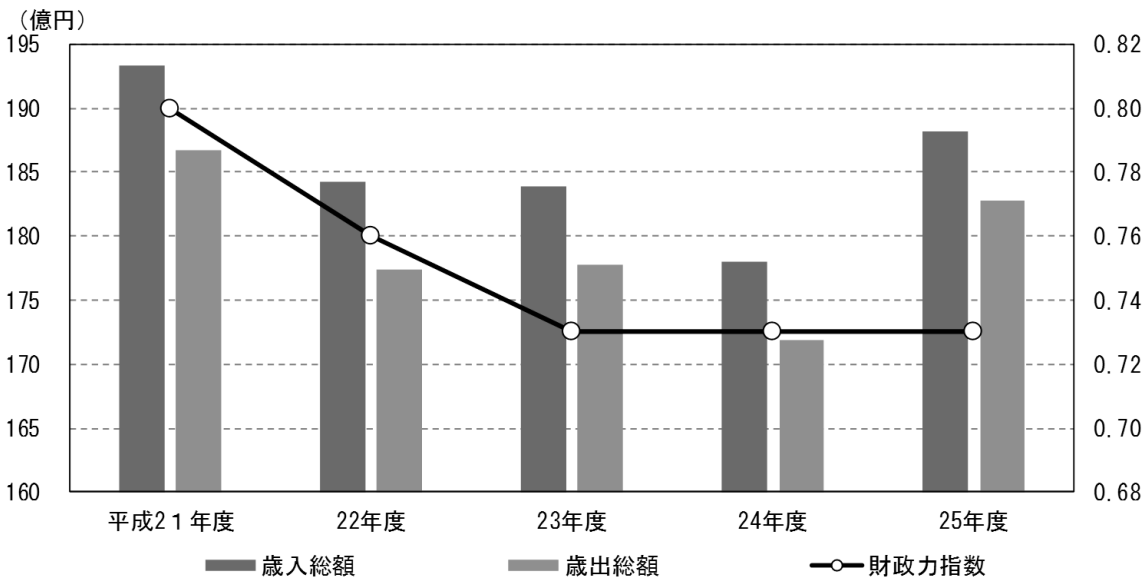


資料：商工観光課（静岡県観光交流の動向）

【財政事情】

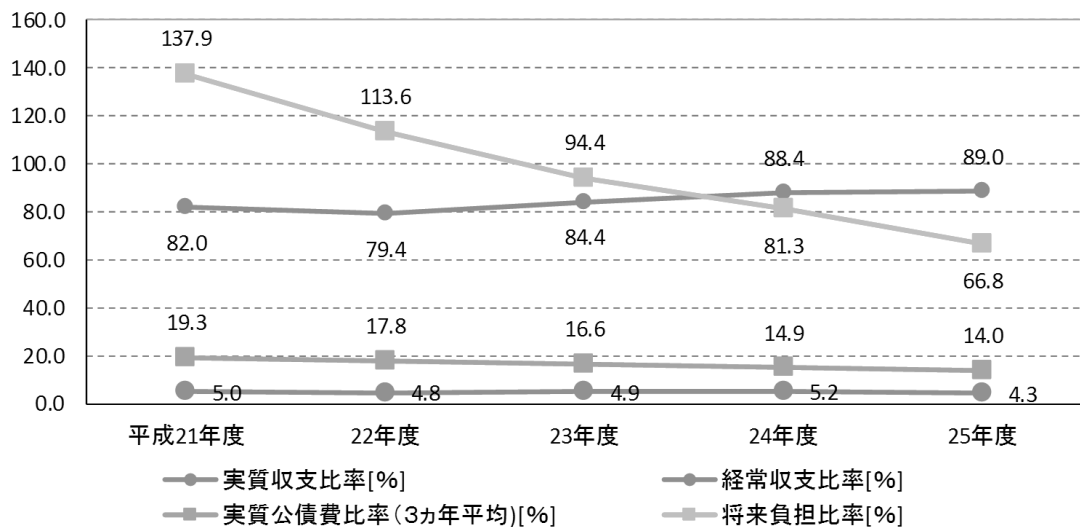
- ・本市の平成 25 年度の歳入額は約 188 億円となっており、ここ数年はおおよそ 170 ～190 億円の範囲で推移しています。
- ・財政基盤の状況を示す財政力指数は、おおよそ 0.8～0.7 の範囲で推移していますが、近年は減少傾向となっています。

■財政状況



- ・その他、財政の健全性をあらわす各指標についてみると、将来負担比率の低下により、財政の圧迫度は低減していますが、経常収支比率の上昇により、財政の硬直化がみられます。

■その他財政指数の推移



(2) 意識調査

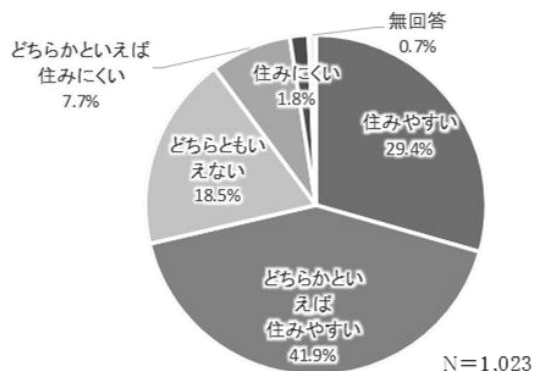
第2次菊川市総合計画の策定にあたり、市民目線からみる目指すべきまちの将来像、重点課題の解決・施策展開の方向性を把握するために、「市民」、「企業」、「団体」、「自治会」、「中学生」、「高校生」、「大学生」を対象に意識調査を行いました。

(※ 詳細については「第2次菊川市総合計画策定に関する意識調査結果報告書」に掲載)

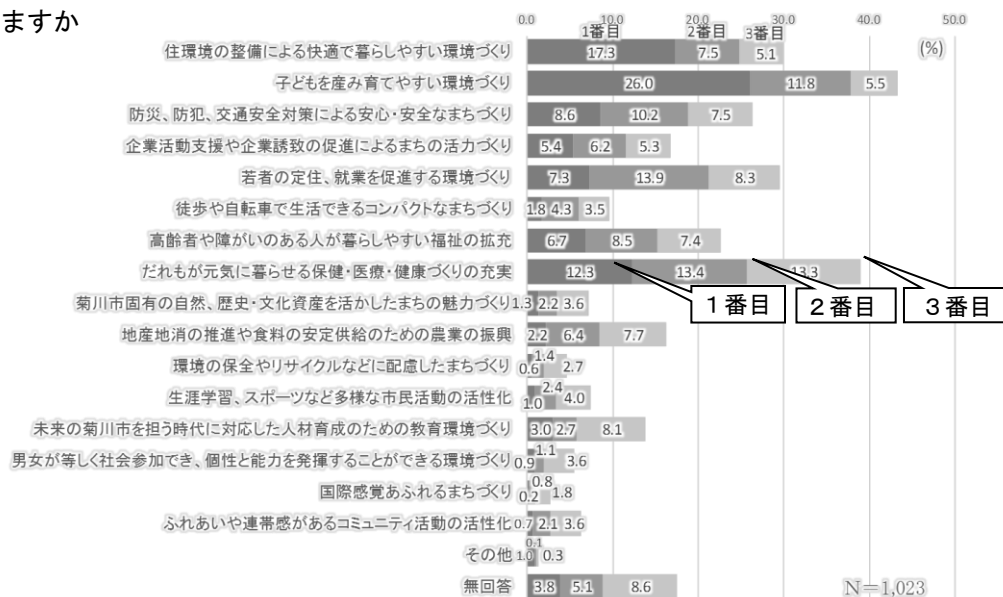
【一般市民調査結果】 (1,023/2,000 票 回収率：51.2%)

- ・菊川市の魅力としては「自然・緑」、「茶」、「交通利便性」に多くの意見が集まっています。
- ・住みやすさの評価については、「住みやすい」が7割、「住みにくい」が1割。(なお、地区ごとにみると嶺田、小笠南、小笠東、内田地区などでは評価が低くなっています)。
- ・市政の重点事項としては、「子どもを産み育てやすい環境づくり」、「元気に暮らせる保健・医療・健康づくり」、「住環境の整備」、「若者の定住・就業の促進」などがあげられています。

■菊川市は住みやすいまちであると感じますか



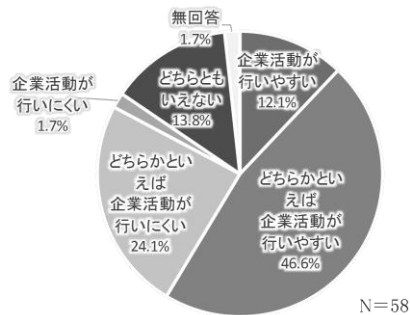
■市政の重点 (あなたが市長選に立候補するとしたら、どのような「マニフェスト」を掲げたいと思いますか)



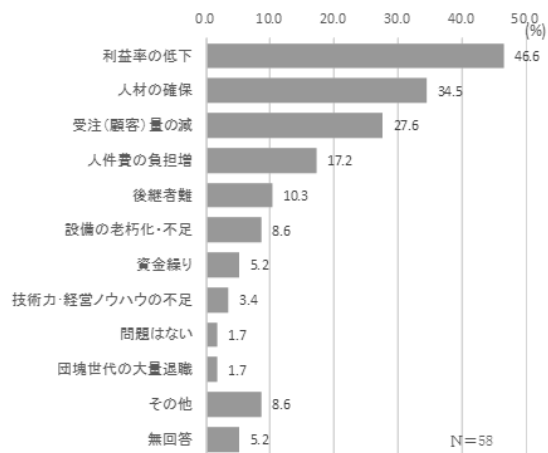
【企業調査結果】(58/96 票 回収率：60.4%)

- ・企業活動のしやすさについては、「活動しやすい」が6割、「活動しにくい」が3割となっています。
- ・経営上の課題については、「利益率の低下」や「人材確保」などが多くなっています。また、「若者の就業への支援」の必要性がいられています。
- ・雇用対策・勤労者対策として、「若者や学生の就職活動や就業意識の啓発に対する支援」が求められています。

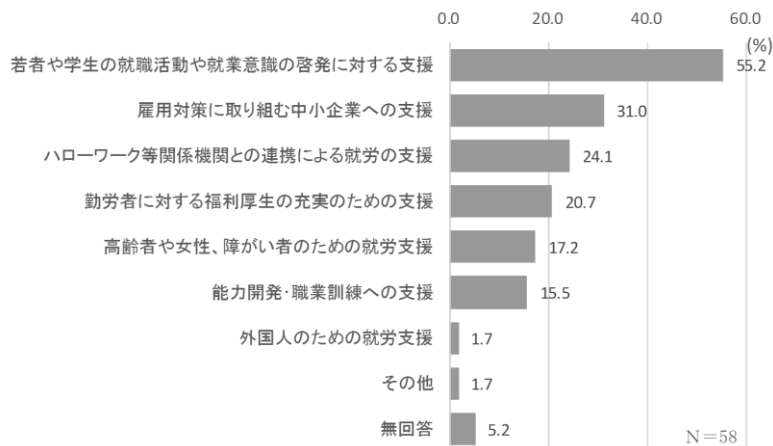
■菊川市は、全体として企業活動が行いやすい地域だと思いますか



■現在抱えている経営上の問題点は何ですか



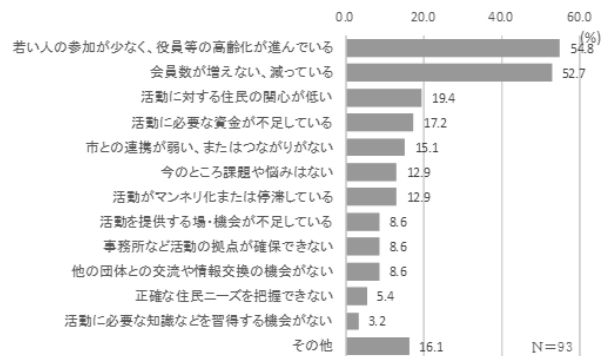
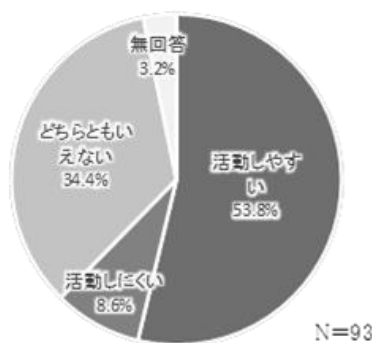
■菊川市における雇用対策・勤労者対策として、どのような取り組みが必要だと思いますか



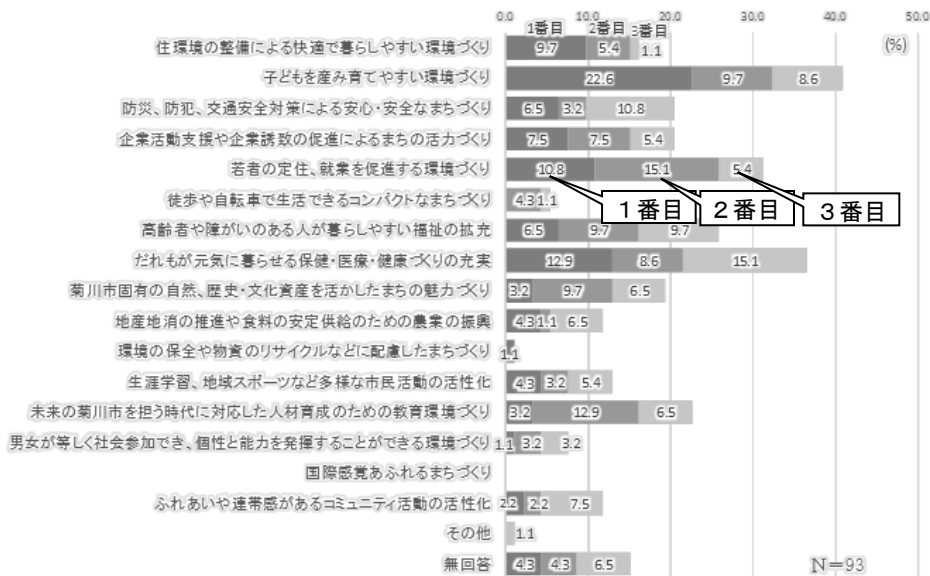
【団体調査結果】(93/145 票 回収率：64.1%)

- ・団体活動のしやすさについては「活動しやすい」が5割、「活動しにくい」が1割となっています。
- ・団体活動の課題としては「役員等の高齢化」と「会員数の減少」があげられています。
- ・市政の重点事項としては「子どもを産み育てやすい環境づくり」、「元気に暮らせる保健・医療・健康づくり」、「若者の定住・就業の促進」などがあげられています。

■菊川市は活動しやすいまちであると感じますか ■現在、貴団体が抱えている課題は何ですか



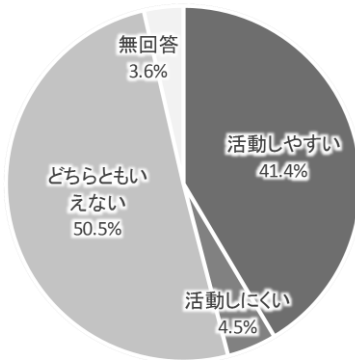
■今後の約10年間で菊川市が目指すべきまちづくりの方向性は何だと思いますか



【自治会調査結果】（111/128 票 回収率：86.7%）

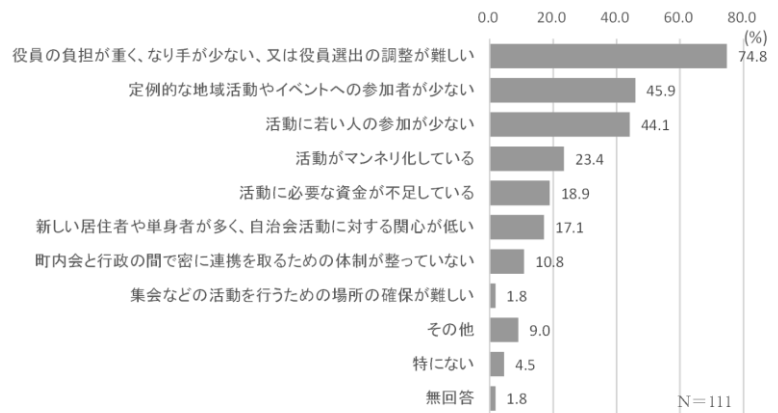
- ・自治会活動のしやすさについては、「活動しやすい」が4割、「活動しにくい」が1割程度となっています。
- ・自治会活動の課題としては「役員選出の調整」、「若者を含めた参加者が少ない」などが多くなっています。
- ・市政の重点事項としては「元気に暮らせる保健・医療・健康づくり」、「若者の定住・就業の促進」、「子どもを産み育てやすい環境づくり」などがあげられています。

■自治会活動において、菊川市は活動しやすいまちであると感じますか



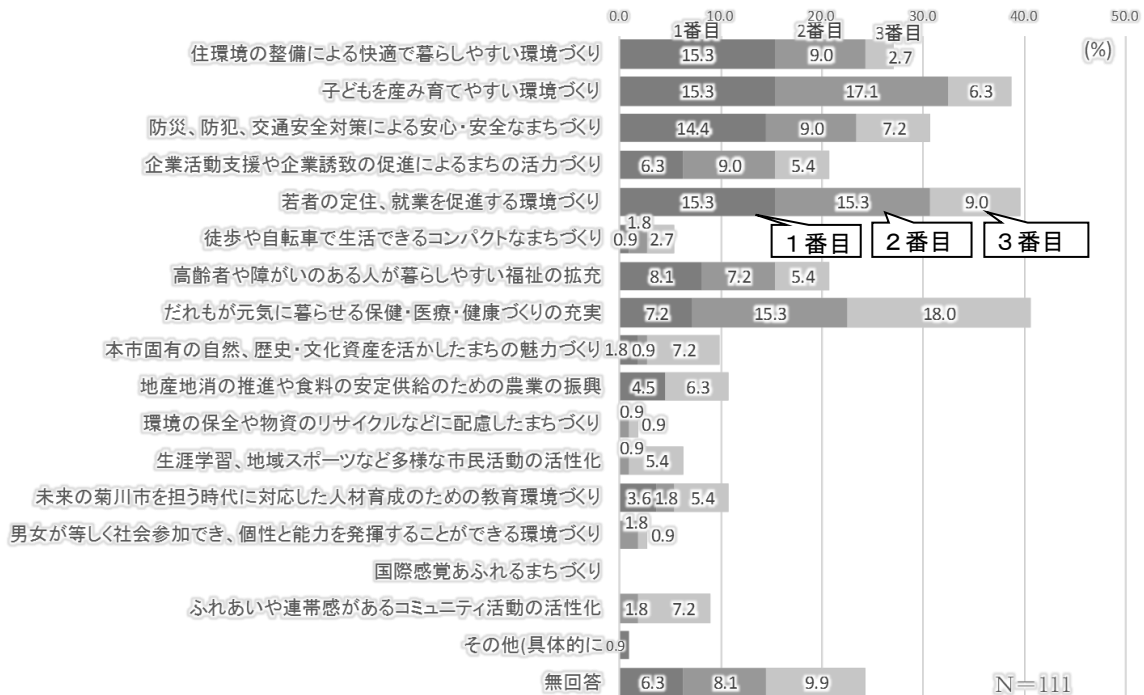
N=111

■自治会活動を行う上での問題点がありますか



N=111

■今後の約10年間で菊川市が目指すべきまちづくりの方向性は何だと思いますか



N=111

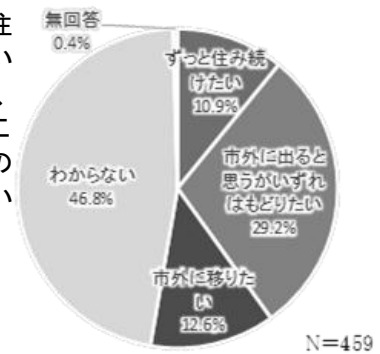
【中学生調査結果】（459/485 票 回収率：94.6%）

- ・住みやすさについては、「住みやすい」が8割、「住みにくい」が2割となっています。
- ・将来も菊川市に住みたいとする意見は4割となっています。
- ・市政の重点事項としては「安心安全なまちづくり」、「元気に暮らせる保健・医療・健康づくり」、「住環境の整備」などがあげられています。

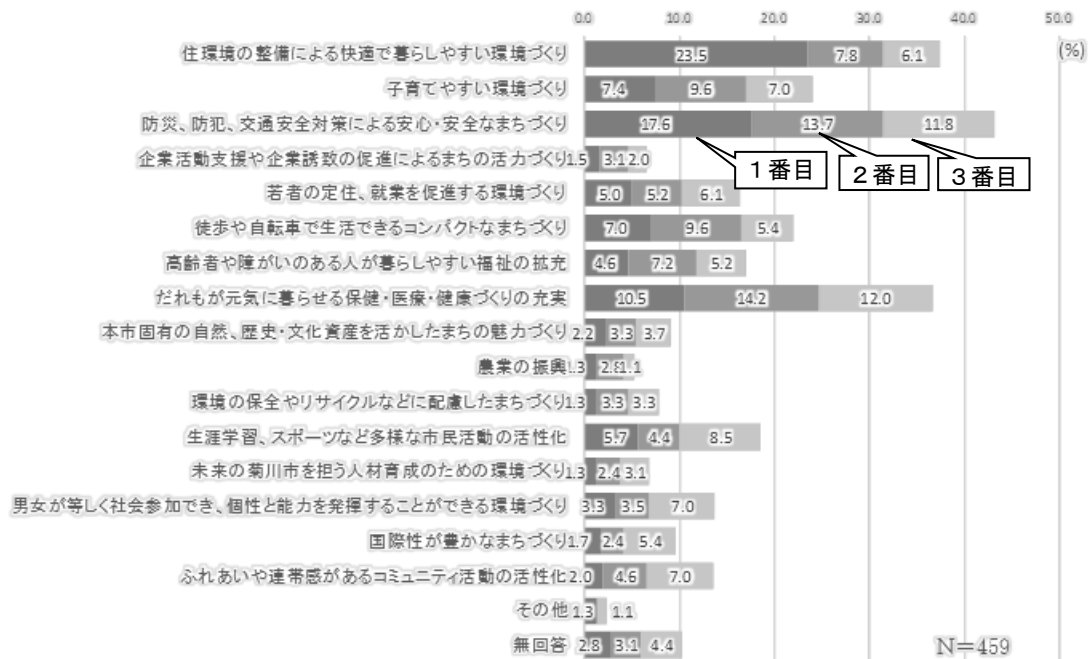
■菊川市を住みやすいまちだと思いますか



■あなたは、働くようになっても菊川市に住みたいですか。あるいは進学や就職などで、菊川市以外に住むこととなった場合、その後菊川市に戻りたいですか



■もしあなたが市長選に立候補するとしたら、どのような「マニフェスト」を掲げたいと思いますか



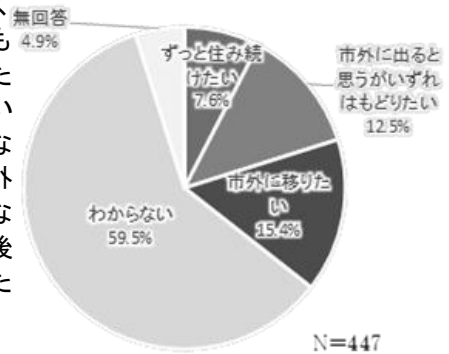
【高校生調査結果】（447/472 票 回収率：94.7%）

- ・住みやすさについては、「住みやすい」が7割、「住みにくい」が2割となっています。
- ・将来も菊川市に住みたいとする意見は2割となっています。
- ・市政の重点事項としては「住環境の整備」が最も多くなっています。

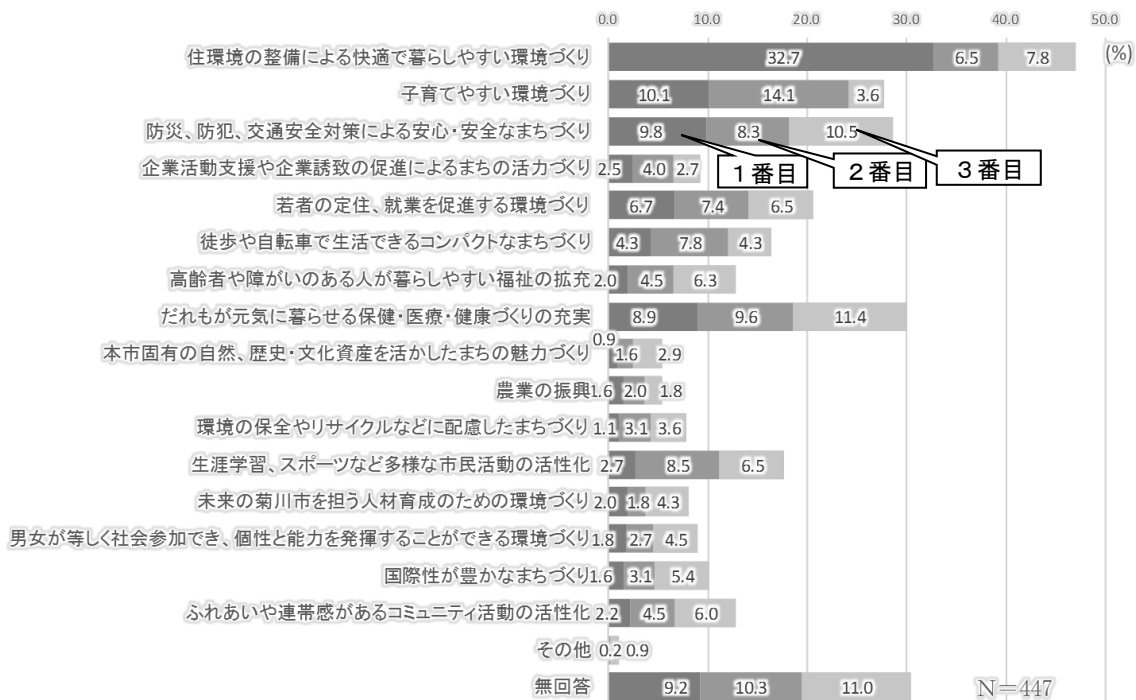
■菊川市を住みやすいまちだと思いますか



■あなたは、働こうになっても菊川市に住みたいですか。あるいは進学や就職などで、菊川市以外に住むこととなった場合、その後菊川市に戻りたいですか



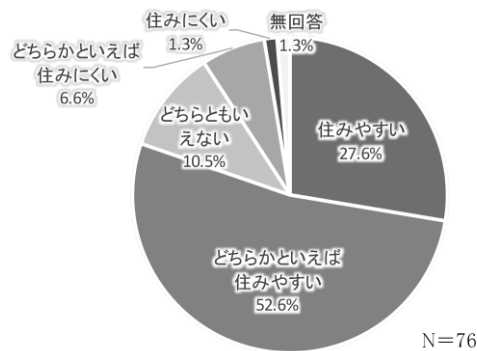
■もしあなたが市長選に立候補するとしたら、どのような「マニフェスト」を掲げたいと思いますか



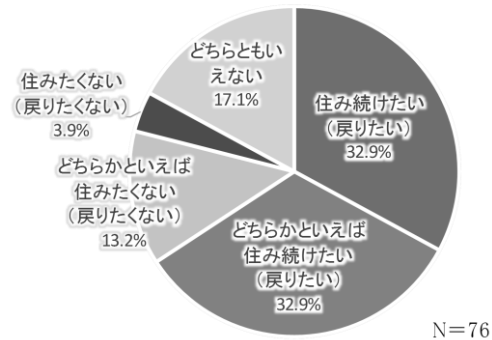
【大学生調査結果】（76/100 回収率：76.0%）

- ・住みやすさは、「住みやすい」が8割、「住みにくい」が1割となっています。
- ・将来も菊川市に住みたいとする意見は7割となっています。
- ・市政の重点事項としては「子どもを産み育てやすい環境づくり」が最も多くなっています。

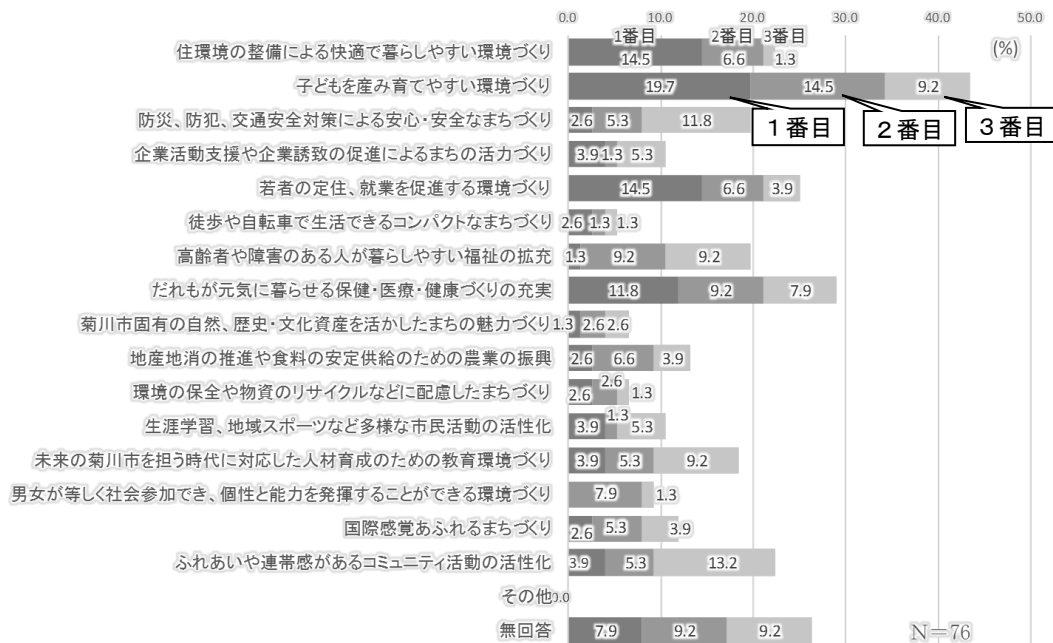
■菊川市は住みやすいまちであると感じますか



■現在通う学校卒業後、菊川市に住み続けたい（戻りたい）と思いますか



■もしあなたが市長選に立候補するとしたら、どのような「マニフェスト」を掲げたいと思いますか



(3) 市民からの提案

「未来のきくがわまちづくりワークショップ（in2015）」の開催により、これからの菊川のまちづくりに向けた、具体的な提案事項を示します。

テーマ	A：産業（農工商）、 観光	B：生活（自然）環境、 都市基盤、防災	C：子育て、教育 健康福祉
検討事項	◆工業（企業）、商業の産業振興 ◆茶産業・農産業の振興 ◆地域の雇用 ◆観光 等	◆生活（自然）環境の整備 ◆コミュニティの推進 ◆都市基盤・土地利用の推進 ◆安心、安全の確保 等	◆子育て支援 ◆スポーツ、文化の振興 ◆教育（学校教育・生涯学習）の推進 ◆福祉（高齢者・健康づくり・医療）の充実 等
重点的な取組提案	①農商工の活性化 ②6次産業の促進 ③観光資源の整理と効果的なPR	①四季を楽しめる自然味のあるまちづくり ②防災に強いまちづくり ③各年代が参加できるコミュニティ改革	①子育てしやすいまちづくり ②未来の菊川を担う人づくり ③世代間交流できる場づくり

(4) 菊川市の特徴

SWOT分析手法の分類により菊川市の特性「強み」「弱み」に区分して整理します。

①SWOT分析について

組織の内部環境を「S（強み）」、「W（弱み）」の観点から、組織の外部環境を「O（機会：プラス要因・追い風）」、「T（脅威：マイナス要因・逆風）」の観点から整理し、組織の資源と課題を抽出・把握するための分析手法の1つです。

通常、次のような表を用いて分析を行い、事業・施策や政策の選択や集中といった「戦略」を検討・立案するために活用します。

外部環境 内部環境	機会（プラス要因・追い風） （Opportunity）	脅威（マイナス要因・逆風） （Threat）
市の強み （Strength）	【成長戦略】 強みによって機会をさらに活かす方向	【回避戦略】 強みを發揮して脅威を回避・克服する方向
市の弱み （Weakness）	【改善戦略】 機会を逃さないように弱みを改善する方向	【改革戦略】 最悪の事態を招かないように弱みを克服し改革する方向

②菊川市の地域特性

成長戦略(強みによって機会をさらに活かす)

- ①自然資源、風景を活かした菊川市のイメージアップ
- ②環境と共生するまちづくりの実践
- ③子育てしやすい、子どもにやさしいまちとしてのブランド向上
- ④ICT環境を活かした教育力の向上
- ⑤今後の国際大会開催などを背景にした「スポーツ文化」の醸成
- ⑥健康都市としてのイメージアップ
- ⑦(内陸フロンティアを拓く取組等)広域プロジェクトの推進による市内産業の活性化
- ⑧自然資源、特産物の地域ブランドとしてのブラッシュアップや6次産業化などの展開
- ⑨「お茶」を活かしたブランドイメージの見直し、更なる発信
- ⑩地域のつながりを活かした防災、減災対策の充実
- ⑪広域交通アクセス性を活かした公共交通の充実
- ⑫菊川駅周辺等の都市拠点の充実
- ⑬鉄道駅、IC といった広域交通拠点を中心にした利便性の高い市街地形成を維持
- ⑭市民の「地域愛」の醸成や市民参加による、住み良いまちの環境維持

回避戦略(強みで脅威を回避・克服する)

- ①残存する自然環境の保全と共生
- ②生活コストの見直し等経済性を意識した無駄のない日常生活の実践
- ③居住や子育てに対する環境の優位性を維持
- ④伸びのび学ぶことのできる環境の維持
- ⑤各世代がスポーツに親しめる環境づくり
- ⑥既存病院の立地を活かした地域に密着した医療の充実
- ⑦地元中小企業等の支援による市内産業力の底上げ
- ⑧農業生産の体制・環境の改善
- ⑨お茶などの市の特産品による地域独自ブランドの確立と収益性の確保
- ⑩様々な災害リスクへの対応強化
- ⑪既存交通拠点の利用促進
- ⑫開発コストを抑えた駅周辺整備の促進
- ⑬通過利用者に向けた菊川市のPR等
- ⑭転入人口、若年齢層人口の定着による都市活力の維持

改善戦略(機会を逃さないように弱みを改善する)

- ①自然と調和した屋外環境(施設・公園・空き地等)の整備
- ②学力の向上、進学に対する相談機会等の充実
- ③スポーツ、地域文化に対する市民の関心を醸成
- ④市民の見守りに基づく地域コミュニティ機能の充実(地域福祉の展開)
- ⑤産業活動における新規参入の促進
- ⑥菊川の「特産物」のPR
- ⑦広域交通アクセス性を活かした市外からの人の誘導
- ⑧災害危険箇所の再確認と地域の協力に基づく整備の推進
- ⑨広域交通網とのアクセス性向上(コミバス・道路整備等)
- ⑩菊川駅周辺市街地の改善
- ⑪生産活動と居住、自然環境のバランスに配慮した市街地形成
- ⑫住民主体による地域に身近なまちづくりの展開

改革戦略(最悪の事態を招かないように弱みを克服し改革する)

- ①暮らしに身近な(商店、各種生活サービス機能を有する)施設の確保
- ②高等・専門性の高い教育機関の誘致検討
- ③スポーツに親しむ機会の充実、啓発活動の推進
- ④安定的な財源確保と効率的な福祉サービスの実践
- ⑤雇用促進策の展開
- ⑥農業従事者の多面的な確保
- ⑦菊川駅周辺等の再活性化の推進
- ⑧ハザードマップ等の見直し、周知
- ⑨交通機関へ利便向上の要請
- ⑩公共施設ストックの適切な維持・管理及び整備の推進
- ⑪菊川駅周辺地域の外部からの吸引力向上
- ⑫若年世代に対する菊川市の住み良さ等のPR
- ⑬安心安全な地域生活環境形成

第4章 まちづくりの課題

菊川市の概況整理、市民意向の把握結果をふまえ、今後の計画策定において意識すべき菊川市のまちづくり課題のポイントを以下に整理します。

課題1 既存産業・特産物を活かした地域振興

- 本市の特徴として、農用地面積の割合が多く、今後、耕作放棄地化が進む恐れがあります。このことから、農作放棄地化を未然に防止するとともに、農地の集約化や農産物のブランド化、お茶などの高収益の作物との複合経営などが求められています。
- 市内には一定の工場の立地もみられますが、事業所の減少や集積の低さ、中心市街地（商店街）の衰退化もあり、今後の市の活力低下が一層懸念されます。そのため、高齢化や地産地消、地域密着など新たな時代に対応したにぎわいを創出することが必要です。

課題2 便利で安全・快適な市街地の形成

- 市域北部が台地や丘陵地で、特産である茶畑、田畑が点在しています。動向としては少ないながらも宅地の増加と田畑の減少が見られており、産業、居住、自然のバランスのとれた土地利用が求められます。
- 市内には、東西方向に高速道路、鉄道軸が横断し、インターチェンジ、鉄道駅が立地しています。こうした広域交通網と地域内をアクセスする公共交通網の充実が求められます。
- 発生が想定されている大規模災害、増加する異常気象、自然災害の発生に備えた防災対策の充実が求められます。

課題3 家族形成世代の暮らしの安定を保つ

- 人口減少とともに生産年齢人口（15～64歳）の減少もみられています。また、若年世代の転出もみられ、生産年齢人口の減少により、労働力の低下、まちづくりの担い手不足、税収の減少などの問題が懸念されます。
- 働く世代の就業の場の確保、あるいは子育てしやすいまちといった、市で暮らすことの魅力をPRし、定住・交流人口を増やしていくことが必要です。

課題4 少子・高齢社会に応じた社会環境の再整備

- 市の人口は、平成17年以降減少に転じ、将来的にも人口減少が見込まれています。全国的にも人口減少が進み、菊川市の人口を維持していくためには、定住人口の増加や若年層、特に子育て世帯が住みやすい地域づくりを進めていく必要があります。
- 若者の出会いから出産、子育て、教育にいたるまでの各段階に応じた多様な子育て支援とともに、女性の就労環境の改善など子育て・教育環境を充実させていく必要があります。
- 今後も高齢者の増加が想定されるなか、特に単身高齢世帯の増加も懸念されることから、高齢期にも不安なく生活することができる社会環境の整備が求められます。

課題5 多様な「菊川文化」の醸成

- 都市間競争の激化などをふまえて、他から「選ばれる」ための要素として、菊川の地域に根付いた、教育、文化、スポーツ活動などを通じ、市民が共有し、個性ある文化を磨きあげていくことが必要です。

課題6 菊川らしさの共有と外部に向けた都市イメージの確立

- 菊川らしい、個性ある地域文化や「住み良いまち」といった特性を、「ブランド力」として確立しつつ、外部への発信、訴求力についても向上させていくことが必要です。

課題7 自助・共助・公助による安心安全な環境づくり

- 少子高齢化の一層の進行、犯罪の多様化、将来起こり得る大規模自然災害への対応として、例えば、子育て、教育、防災、高齢期居住の支援といった観点で、安定した地域社会の維持はもちろん、住民による地域まちづくりの観点がますます重要となっています。

第2編 **基本構想**

第1章 まちの将来像

1 まちづくりの基本理念

平成17年合併時の理念を今後も受け継ぐため、第1次菊川市総合計画のまちづくりの理念を継承していきます。

共に生きる 《共生と協働》

市民と豊かな自然環境が共生し、市民と行政が互いの役割分担を認識し、顔の見える関係を保ちながら協働するまちづくりを目指します。

そのため、地域が自らの意思と責任で行動し、互いに協調・協力して地域のために活動することを重視します。

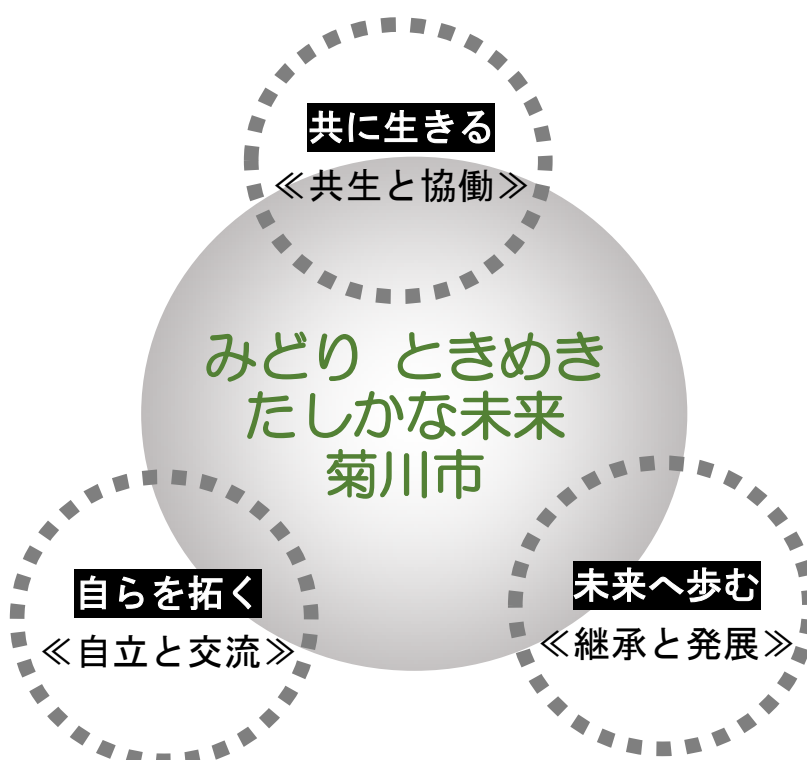
自らを拓く 《自立と交流》

安心して暮らせることはもとより、特色がある魅力的なまちづくりを目指します。

そのため、市民が生涯学習や幅広い分野での交流を実践して、自らのより豊かな知恵と創造を拓くことを重視します。

未来へ歩む 《継承と発展》

ふるさとの「よさ」を再発見し、誇れる資源を活かし、長い歴史の中で受け継がれた伝統文化や形成された技術をたたえ、継承し、新たな発展を加えて、未来に向かって確実に進歩することを重視します。



2 将来像

まちづくりの理念をふまえ、我が国が少子高齢化・人口減少へと進むなかで、この菊川市でこどもが生まれ、育ち、誰もが不安なく暮らせる環境を維持し、地域資源を見直し、市民の共有のもと、さらに活用しながら、まちの活力を維持していく観点で、将来像を以下のように設定します。

みどり ときめき たしかな未来 菊川市

菊川市は、豊かな自然環境を持つ、鮮やかな緑に包まれた地域です。「みどり」は、自然・お茶・農産物・芽吹き（誕生）・若さ・活力・郷土・安全安心などが連想され、その一つひとつが、まちづくりに必要なキーワードでもあります。

この「みどり」を活かし、市の発展性、将来への希望、恋愛、結婚、生活など喜びや期待に心がおどるようなまちづくりを目指します。

また、これからの菊川市の未来が、魅力があり、幸せな生活環境、「住んでよかった、住みたくなるまち」として、これからも未来へ繋げ、継承し、持続可能なまちを将来像とし、まちづくりを進めていきます。

この将来像は、第2次菊川市総合計画の計画期間である平成37年（西暦2025年）の「あるべき姿」として設定しまちづくりを進めていきます。

「みどり」

- ◆自然・お茶・農産物・芽吹き（誕生）・若さ・活力・郷土・安全安心など、あふれる自然、大切にしたいふるさと、良好な環境をイメージした言葉で、合併時の新市将来構想や第1次菊川市総合計画からも継承するものになります。

「ときめき」

- ◆これからの市の発展性、将来への希望、恋愛、結婚、人口増などをイメージしています。

「たしかな未来」

- ◆菊川市をこれからも未来へ繋げ、継承し、持続していくことをイメージしています。

第2章 めざすまちづくりの方向性

1 目標人口

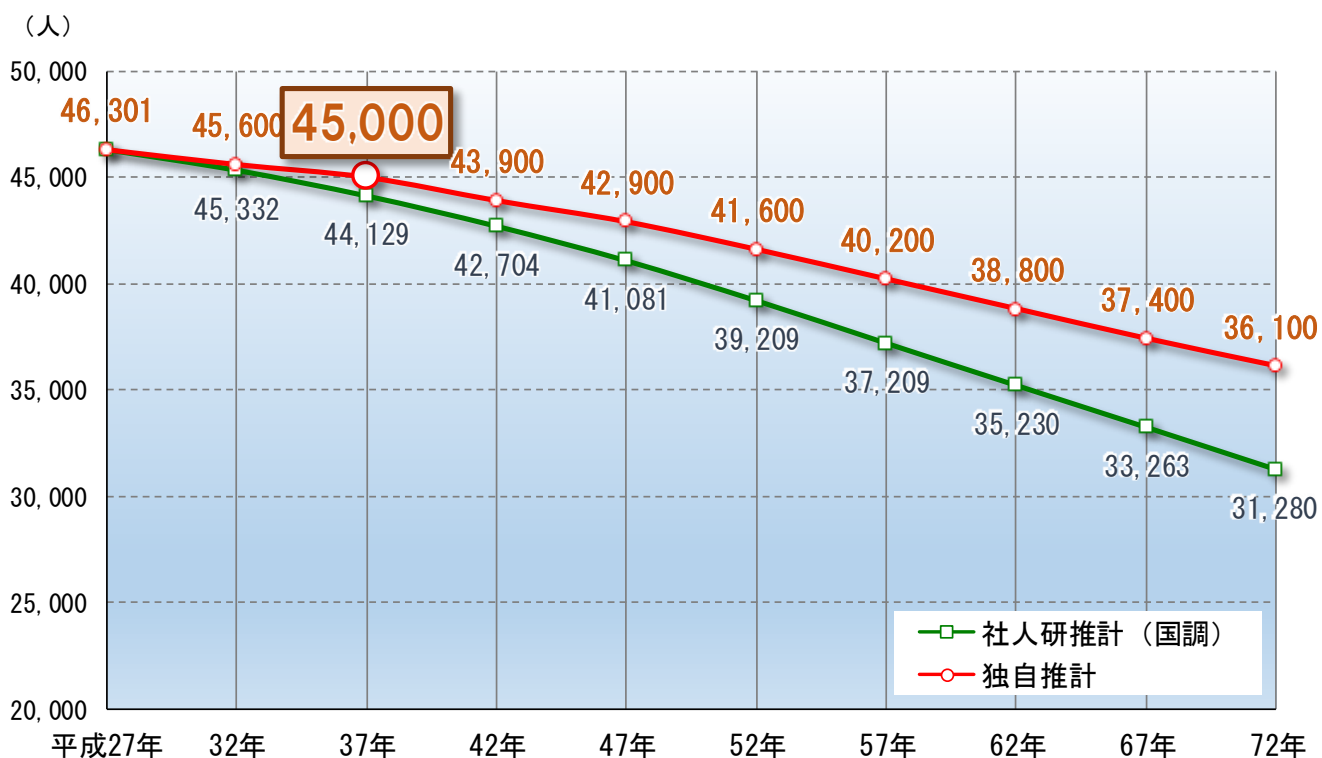
平成37年における目標人口 45,000人

本市の人口は国勢調査によると、平成17年以降は減少しており、平成22年で47,041人となっています。国立社会保障・人口問題研究所推計による、国勢調査結果をもとにした推計によると、将来人口は今後も減少傾向となり、目標年次である平成37年には44,129人と平成22年よりも3,000人程度減少するものと見込まれます。

人口ビジョンにおいては、この国勢調査結果による推計値を基本としつつ、施策実施効果として、出生率向上と移動率抑制が実現されるとして、平成37年の人口を45,836人（国勢調査結果による推計より700人増）としています。

第2次菊川市総合計画では、この人口ビジョンによる将来人口をふまえて、目標年次である平成37年の人口を、45,000人として設定します。

■目標人口



2 将来都市構造

(1) 基本的な考え方

持続する都市として必要な土地利用、都市機能の維持、確保を図り、適正な人口規模を維持していくための、将来の都市構造のあり方を示します。

●自然に親しめる空間形成

菊川をはじめとする河川や周辺の森林・里山といった豊かな自然環境を保全し、ネットワーク化するとともに、市民が気軽に親しむことができる都市づくりを進めます。

●都市活動のステージをつくる

JR 菊川駅周辺、中央公民館周辺、菊川 I C 周辺などの都市拠点や、工業地などの産業拠点等における都市機能の整備・充実と適切な土地利用を進めるとともに、拠点間の人・物・情報の連携・交流を促進して、賑わいと活力を創出する都市づくりを進めます。また、富士山静岡空港や御前崎港等の広域拠点の利用促進を図りながら、自然・産業・観光など、本市の魅力を発信する取り組みを推進します。

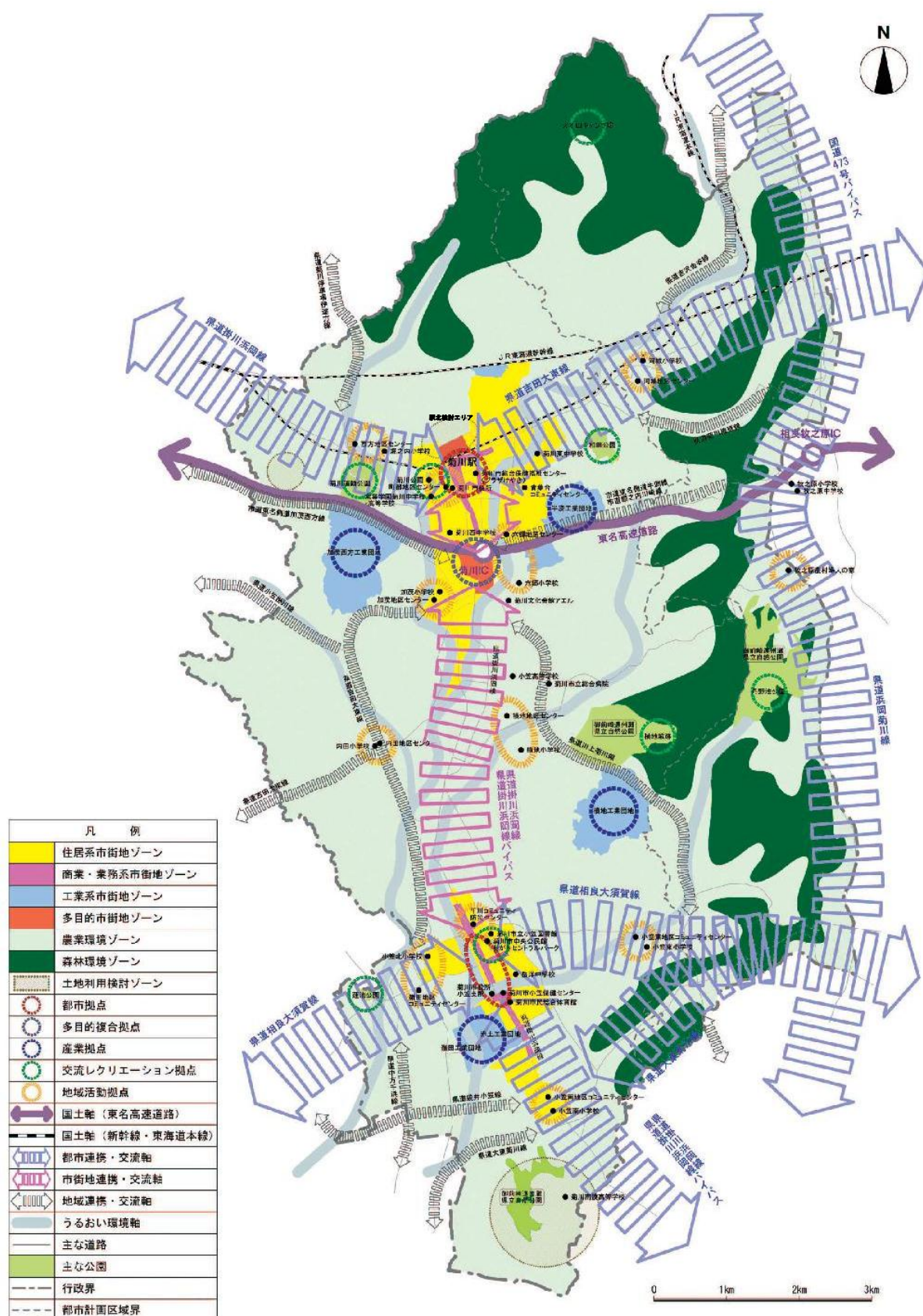
●地域間と広域のネットワークの充実

市の中心部と地域の拠点を結ぶ道路網の整備を推進するなど、市内のネットワークを充実するとともに、市内の都市拠点や産業拠点と富士山静岡空港・御前崎港などの広域拠点を効果的に利用促進する幹線道路網の整備を進めます。

(2) 将来都市構造

区 分	内 容
都市拠点	・ 菊川駅周辺、菊川 I C 周辺、中央公民館を含む一体の都市機能集積を図ります。
都市軸	・ 東名高速道路、J R 線、県道掛川浜岡線 B P について位置づけ、市内外を結ぶ広域交通網を形成します。
地域コミュニティゾーン	・ 地域のコミュニティ施設を核とした生活に身近な行政サービスを充実します。 ・ 「地域コミュニティゾーン」相互や「市街地ゾーン」との連携を図ります。
市街地ゾーン	・ 商業・業務系機能などの強化を進めながら土地利用を高度化し、まちの象徴的な空間となるようにします。
産業ゾーン	・ 東名高速道路や隣接する富士山静岡空港など広域交通拠点との隣接性をいかし、既存産業の振興や新たな業種・業態の導入を促します。
緑・茶園ゾーン	・ 茶の生産環境の維持・保全を図ります。 ・ 自然生態系、地域振興、周辺の土地利用に配慮し、観光・レクリエーション、学習等の場として活用します。
緑・田園ゾーン	・ 河川沿いの平坦部について、優良な農地の保全に努めます。 ・ 生産性の向上に向けた基盤整備を進めます。
親水ゾーン	・ 菊川をはじめとする河川と沿川部について、自然の景観の保全とともに、河川の浄化や親水性を高めます。
里山ゾーン	・ 棚田・雑木林などの良好な里山の環境や景観、歴史や伝統を踏まえた文化資源の保全に努めます。

■将来都市構造概念図（調整中）



3 基本目標

まちの将来像の実現に向けて、各分野で取り組むまちづくりの基本的な方向性を示すため、以下の5つの方針を掲げます。

目標1 「子どもがいきいき育つまち」

○「子育て」、「教育」環境の充実等による次世代の育成支援を強化していくことにより、「菊川」で子どもが生まれ、育ち、「菊川」に住み続けるまちとしていきます。

目標2 「健康で元気に暮らせるまち」

○「菊川」で育まれてきた地域文化や、「住み良いまち」としての評価を維持しながら、市民誰もが健康で豊かに暮らせる環境づくりや、市民自らの健康づくり等への取り組みを支援していきます。

目標3 「活気があふれ地域の良さを伸ばすまち」

○深蒸茶発祥地としての特徴、また、高速道路、鉄道の広域交通網との良好なアクセス性などの「菊川」ならではの資源や優位性を活かし、市内はもとより、市外にも情報を発信しながら、更なる「産業力」の維持・向上を図ります。

目標4 「快適な環境で安心して暮らせるまち」

○茶畑が広がる丘陵地や菊川などの河川を軸とした水と緑の自然の保全と鉄道駅周辺の機能充実や市内の公共交通網の利便性向上などにより、利便性の高い市街地整備のバランスのもと、市民の生活利便性の確保と、不安なく安定して暮らせる環境づくりを進めます。

目標5 「まちづくりに市民と行政が共に取り組むまち」

○「菊川」のまちづくりを進めるために、多様な主体が支え合い、共に考え、行動するまちにしていきます。

第3章 政策の大綱（案）

計画期間における目指すべき将来像「みどり と き め き た し か な 未 来 菊 川 市」とその実現を支える基本目標、政策体系を以下に示します。

基本目標1 子どもがいきいき育つまち 【子育て・教育】

安心して子育てができ、子どもが健やかに育つまちづくり

- ・ 教育・保育サービスの充実に取り組みます
- ・ 幼児教育・保育の質の向上を目指します
- ・ 安心できる子育て環境を整備します
- ・ 子育て世代を応援します

親と子がすこやかに成長できるまちづくり

- ・ 母子保健事業の実施で親と子のすこやかな成長を支援します
- ・ 医療費助成に親と子の健康増進に努めます
- ・ 子どもの成長や発達支援に取り組みます

安心・安全な教育環境づくり

- ・ 学校施設を適正に維持管理し耐震化や長寿命化に努めます
- ・ 安全で安心して教育が受けられる環境づくりに努めます
- ・ 安全でおいしい給食を安定的に提供します

「生きる力」を育む学校づくり

- ・ 魅力ある授業づくりを推進します
- ・ 一人ひとりを大切に教育を推進します
- ・ 豊かな学びを支える環境づくりを推進します

人を育み、若者を育てるまちづくり

- ・ 地域で子どもを守り育てる取り組みを進めます
- ・ 家庭の教育力向上に取り組みます
- ・ 子どもの読書活動を推進します

市民に開かれた教育委員会づくり

- ・ 教育委員会と連携し教育の充実に取り組みます

基本目標2 健康で元気に暮らせるまち 【医療・福祉・保健・社会教育】

適度な運動や正しい食生活でみんなが健康なまちづくり

- ・ 健康増進事業の実施によりみんなの健康を作ります
- ・ 検診事業の実施によりみんなの健康を維持します
- ・ 心の健康事業の実施によりみんなの心の健康を作ります
- ・ 予防接種事業の実施により疾病予防を行います

高齢者が元気にいきいきと暮らせるまちづくり

- ・ 高齢者の介護予防と生きがいづくりを進めます
- ・ 地域包括ケアの体制を充実します
- ・ 高齢者の生活を支援する介護サービスを推進します

地域の中で、互いに支え合うまちづくり

- ・ 地域における住民の福祉活動を支援します
- ・ 地域福祉を育む担い手を育成・支援します
- ・ 地域の中での自立した生活を応援します

障がいのある人が地域の中で、安心して暮らすことができるまちづくり

- ・ 障がいのある人の自立した生活を支援します
- ・ 障がいのある人の地域での活動を促進します
- ・ 障がいのある子どもの福祉サービスを充実します

入院から在宅まで安心して医療を受けることができるまちづくり

- ・ 医療機関、介護・福祉施設等との連携を進めます
- ・ 菊川病院の機能を充実します
- ・ 家庭医養成プログラムを推進します
- ・ 市民と行政が連携して地域医療の充実に目指します

生涯にわたり学べるまちづくり

- ・ 生涯学習活動を推進します
- ・ 読書環境の整備に努めます
- ・ 読書機会の提供・読書活動の啓発に努めます

芸術や文化に親しめ歴史・文化遺産が継承され生かされているまちづくり

- ・ 鑑賞機会の提供に努めます
- ・ 市民の文化・芸術活動を支援します
- ・ 文化財の保存・周知・活用を推進します

スポーツが盛んなまちづくり

- ・ 誰もがスポーツに触れ合う機会を創出します
- ・ スポーツ活動の場を提供します
- ・ スポーツ団体・スポーツ活動を支援します

基本目標3 活力があふれ地域の良さを伸ばすまち 【産業】

農業振興と次世代農業モデルを推進するまちづくり

- ・ 菊川型農業モデルの創出を図ります
- ・ 経営感覚に優れた担い手の確保と育成を図ります
- ・ 農業経営基盤の強化を促進します
- ・ 農地の適正な管理と利用を促進します
- ・ 農業生産基盤の整備と維持管理を行います

活力と魅力のある茶のまちづくり

- ・ 活力ある茶業の振興を推進します
- ・ 茶の消費拡大を図ります
- ・ 茶文化の継承をします

商工業が活気あるまちづくり

- ・ 市内企業の応援と進出企業の獲得に努めます
- ・ がんばる事業者を応援します
- ・ 就労機会の拡大を図ります

人が訪れるまちづくり

- ・ 市民力による魅力発信を支援します
- ・ 広域市町と連携した交流人口の増加を図ります
- ・ マスコットを活用した情報発信を行います

消費者が安心して暮らせるまちづくり

- ・ 消費生活センターの機能を強化し、消費者の保護に努めます
- ・ 消費者被害の軽減に努めます

基本目標4 快適な環境で安心して暮らせるまち 【社会資本整備・環境・防災】

防災力があるまちづくり

- ・ 災害に強いまちをつくります
- ・ 自主防災組織の体制及び連携強化を図ります
- ・ 市民の防災意識の高揚を図ります
- ・ 市民の防災活動への参加を推進します
- ・ 避難情報の適切な伝達と避難体制の強化を図ります

交通事故・犯罪のないまちづくり

- ・ 交通事故を減らすため交通安全活動を推進します
- ・ 交通安全施設の整備を進めます
- ・ 犯罪のない明るい地域社会づくりを推進します

消防力のあるまちづくり

- ・ 消防施設・設備・体制の充実強化を図ります
- ・ 消防技術の向上を目指します
- ・ 消防団の防災力の維持・向上を図ります

豊かな自然や住みよい環境を未来へつなぐまちづくり

- ・ 地球温暖化対策・自然環境の保全を推進します
- ・ 水質浄化・生活環境の改善を進めます
- ・ 循環型社会の推進を図ります
- ・ 適正な汚水処理施設の管理・運営を進めます

良好な住環境や道路・公園を次世代に引き継ぐまちづくり

- ・ 良好な住環境をつくります
- ・ 幹線道路や生活道路を整備します
- ・ 公園の整備と適切な維持管理を行います
- ・ 交通事業者と連携して交通手段の確保・充実に努めます
- ・ 橋梁や道路施設を適切に維持管理し、長寿命化を図ります
- ・ 市営住宅を適切に維持管理し、長寿命化を図ります

上水道が安全に安定して供給されるまちづくり

- ・ 安定した水資源の確保と総合的な水質管理体制の構築を図ります
- ・ 管路の整備及び改良を進めます
- ・ 水道施設の管理及び整備を進めます
- ・ 安定財源の確保を図り、健全な事業経営を継続させます

基本目標5 まちづくりに市民と行政が共に取り組むまち 【コミュニティ・自助・共助・公助】

市民と行政との協働によるまちづくり

- ・ まちづくりを進めるために市政情報を共有します
- ・ 地域のために活動している市民や団体を支援します
- ・ 地域文化の交流を通して人のつながりを地域の活性化に活かします

まちの元気・魅力が発信されるまちづくり

- ・ 知名度向上に向けて情報を発信します
- ・ 移住・定住に関する情報を積極的に発信します

性別・国籍を超えた共生社会を推進するまちづくり

- ・ 男女が平等な立場で参画できる社会づくりに取り組みます
- ・ 外国人が暮らしやすい環境を整備します
- ・ 人権擁護を推進します

未来に向かって行財政機能を高めるまちづくり

- ・ 市役所の組織力を向上します
- ・ ICT（情報通信技術）を活用し効率的な行政運営をします
- ・ 新公共経営による行政運営を推進します
- ・ 他市町との広域連携を推進します
- ・ 健全で安定した行財政運営を構築します

第4章 基本目標別取組

基本目標 1 子どもがいきいき育つまち

1

●現状・課題

<別冊参照>

基本目標 1 から 5 までの各政策に基づく現状・取組方向・政策指標・施策・関連計画が掲載されます。

●取組みの方向

●政策指標		現状値	目標値	
			5年後	年後

●施策

(1)

＜別冊参照＞

(2)

(3)

基本目標 1 から 5 までの各政策に基づく現状・取組方向・政策指標・施策・関連計画が掲載されます。

●関連計画

第5章 基本構想の推進に向けて

基本構想を推進していく上で留意すべき基本的な考え方を示します。

（１）協働と自主自立によるまちづくりの浸透と実践

協働と自主自立によるまちづくりとは、市民と事業者、行政がそれぞれの役割を持って、お互いに協力し、自分たちのまちのことは自分たちで決めるという責任を持ってまちづくりに取り組むものです。これを浸透させるには、市民と事業者、行政がお互いを良きパートナーとして、それぞれの特徴や役割を理解し、対等の関係でまちづくりに取り組みことが重要です。

（２）地方創生に基づく取り組みの重点的な推進

本市への人口定着及び市民の豊かな暮らしの実現に向けて、国の地方創生の取り組みに歩調をあわせ、先行事業となる活性化の取り組みについて市をあげて、重点的な取り組みとして推進していくことが重要です。

（３）PDCAサイクルに基づく構想の進行管理・評価

進行管理・評価は、以下の通りPDCAサイクルを総合計画に基づいて実施される施策・事業について実行することで行います。

より効果の高い施策・事業の展開を図るため、施策・事業の評価(Check)と施策・事業の見直し(Action)については、施策・事業実施後の事後評価を行い、これに基づいて各施策・事業について新設、拡充、縮小、廃止などの見直しの方向性の立案を行うとともに、実施前の事前評価をフィードバックしていきます。

（４）行政経営の観点からの信頼される市政運営の推進

行政経営に、民間の企業経営では当たり前となっている、何のために行うのかというビジョン設定、継続的に成長していくための戦略作成、ヒト・モノ・カネ・情報という資源を効率的・効果的に使用し、持続的に発展させていく基本的な考え方を取り入れることにより、市民から信頼される市政運営が図られます。

そのため、行政運営の手法についても、民間企業の経営手法を参考とし、独自の行政経営手法を確立する必要があります。

（５）財政の将来の見込み

総合計画を適切に進めていくための前提となる、将来の菊川市の財政見通しについては、総合計画の将来像を達成するための事業を基に、「菊川市長期財政計画」を別に定めています。

（６）各部門の重点課題の明確化と柔軟かつ機動的な取り組みの確立

変化に柔軟かつ機動的に対応し行政を運営していくために、各部が重点課題の設定や取り組む施策・事業、目標を明確にし、職員が丸手となって責任を持って取り組みます。また、緊急に対応すべき課題に対しては、プロジェクトチームなどの横割り組織を積極的に活用する手法の確立を図ります。

第3編 資料編

1 第2次菊川市総合計画策定体制と市民参加

第2次菊川市総合計画を円滑かつ効率的な策定に資するため、次の組織を設置し策定しました。

また、市民の意向や意見、要望などを反映させるため、次の市民参加を行い計画全般にわたり市民参加に努めました。

(1) 菊川市総合計画審議会 ＜菊川市総合計画条例＞

目的	基本構想の策定及び進捗、検証に関する事項を調査・審議する組織。
役割	総合計画案について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申を行う。また、総合計画の進捗や検証についても調査審議します。
対象	公共的団体が推薦する者、学識経験のある者、市長が必要と認める者から15人以内で構成します。

菊川市総合計画審議会名簿

※会長・副会長以外の掲載順は五十音順

役職	氏名	現職若しくは勤務先	選出区分
会長	西野 勝明	静岡県立大学 経営情報学部 大学院経営情報イノベーション研究科 教授	第2項第2号
副会長	齋藤 久司	菊川市連合自治会 会長	第2項第3号
委員	天野 幸男	社会福祉法人白翁会 理事長	第2項第3号
委員	岩水 素江	菊川市スポーツ推進審議会 会長	第2項第1号
委員	内山 博幸	菊川市消防団長	第2項第1号
委員	大橋眞佐美	菊川市社会福祉協議会 副会長	第2項第3号
委員	加藤百合子	(株)エム・スクエアラボ 代表取締役	第2項第3号
委員	鈴木久美子	常葉大学短期大学部保育科 教授	第2項第2号
委員	橋本 勝弘	静岡県西部地域政策局 局長	第2項第1号
委員	久村 孝治	(有)ライトスクエア 社長	第2項第3号
委員	藤川 伸二	フジオーゼックス(株) 取締役 総務部長	第2項第3号
委員	堀川 佳通	茶づくり堀川園 店長	第2項第3号
委員	松村 奈津	菊川市女性消防団リーダー	第2項第1号
委員	八木 武則	(株)フジヤマ 技術顧問	第2項第3号
委員	山口 久芳	静岡大学 特任教授 (大学院教育学研究科教育実践高度化専攻)	第2項第2号

選出区分 <第2項第1号> 公共的団体が推薦する者
 <第2項第2号> 学識経験のある者
 <第2項第3号> 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(2) 菊川市総合計画庁内策定委員会 <菊川市総合計画庁内策定委員会要綱>

目的	総合計画の原案を作成する組織。
役割	総合計画に関する計画原案を作成します。
対象	副市長を委員長に、教育長、各部長職をもって構成します。

菊川市総合計画庁内策定委員会名簿

役職	氏名	職名
委員長	石田 辰芳	副市長
副委員長	石原 潔	教育長
委員	河本 大輔	総務部長
委員	浅羽 睦巳	危機管理部長
委員	赤堀 慎吾	企画財政部長
委員	澤島 延行	生活環境部長
委員	五島 将行	健康福祉部長
委員	加藤 容章	建設経済部長
委員	原田 修一	教育文化部長
委員	坂部 浩之	消防長
委員	野賀 済	病院事務部長

(3) 菊川市総合計画庁内策定部会 ＜菊川市総合計画庁内策定委員会要綱＞

目的	総合計画の素案を作成する組織。
役割	各部局の計画素案作成のため資料収集等を行い素案を作成します。
対象	各部長、課長で構成します。

菊川市総合計画庁内策定部会名簿 （部会長：◎ 副部会長：○）

【第1部会】 協働・広域・行財政 交通・防犯	【第2部会】 生活環境・福祉・医療 教育・文化・スポーツ	【第3部会】 産業・経済・都市基盤 防災・防犯・交通安全
◎ 総務部長	◎ 健康福祉部長	◎ 建設経済部長
○ 企画財政部長	○ 生活環境部長	○ 危機管理部長
○ 議会事務局長	○ 教育文化部長	○ 消防長
総務課長	○ 病院事務部長	建設課長
秘書広報課長	市民課長	都市政策課長
地域支援課長	環境推進課長	都市整備課長
企画政策課長	下水道課長	商工観光課長
財政課長	水道課長	農林課長
税務課長	小笠総合サービス課長	茶業振興課長
会計課長	福祉課長	危機管理課長
監査委員事務局長	長寿介護課長	消防総務課長
	健康づくり課長	消防警防課長
	病院総務課長	消防署長
	病院経営企画課長	消防予防課長
	教育総務課長	
	学校教育課長	
	幼児教育課長	
	社会教育課長	
	図書館長	

(4) 意識調査

目的	市民のまちづくりに対する意見等を把握し、総合計画策定のための基礎資料とします。
内容	市民、企業、団体や学生（若い世代）のまちづくりに対する意識を調査し、総合計画で取り組むべき課題などを分析します。
対象	市民、企業・事業所、団体、自治会長、中学生、高校生、大学生等

- ◆団体とは、市内で公共・公益的な活動を行う団体です。
- ◆中学生とは、菊川西中学校、菊川東中学校、岳洋中学校、牧之原中学校、常葉学園菊川中学校の生徒です。
- ◆高校生とは、小笠高等学校、常葉学園菊川高等学校、菊川南陵高等学校の生徒です。
- ◆大学生等とは、菊川市出身の現役大学生、短期大学生、専門学校生などです。

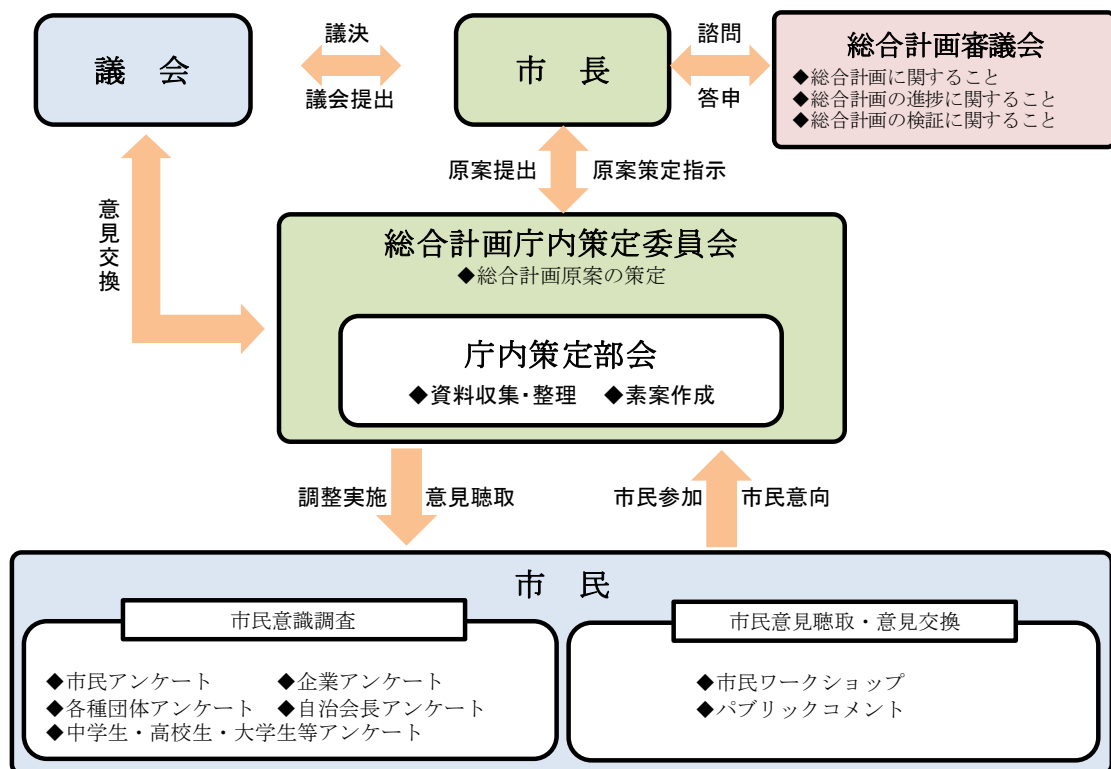
(5) 市民ワークショップ（未来のきくがわまちづくりワークショップin2015）

目的	広く市民の意見を求める機会を設定します。
内容	各分野において、市民の皆さまと意見交換させていただき、広く市民の意見を求めます。
対象	各分野に関係する団体や市民

(6) パブリックコメント

目的	基本構想（案）について市民から意見を求めます。
内容	総合計画の原案を事前公表して、広く市民の意見や、情報提供を求めることによって、行政運営の構成の確保と透明性の向上を図ります。
対象	市民等

< 総合計画策定組織図 >



2 菊川市総合計画条例

菊川市総合計画条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画の策定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 市の最上位の計画として、将来における市のあるべき姿及び進むべき方向についての基本的な指針を示すものであって、基本構想及び実行計画から成るものをいう。

(2) 基本構想 市が目指すべき将来像及びその将来像を実現するための基本目標を示すとともに、その基本目標を踏まえた市政の各分野における施策及びその基本的方向を総合的かつ体系的に示すものをいう。

(3) 実行計画 基本構想に基づく施策を実現するために実施する具体的な事務事業を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(策定方針)

第4条 市長は、総合計画を策定しようとするときは、総合計画が市の最上位の計画として位置付けられるものであることを踏まえ、総合的見地からこれを策定するものとする。

2 市長は、総合計画を策定しようとするときは、その時々地域の实情、社会経済情勢の変化、財政状況等を勘案し、これらに適合するようにこれを策定するものとする。

3 市長は、総合計画を策定しようとするときは、広く市民の意見を聴くために必要な措置を講じた上で、これを策定するものとする。

4 前3項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(基本構想の策定)

第5条 市長は、前条に規定する策定方針に基づき、基本構想を策定するものとする。

(菊川市総合計画審議会への諮問)

第6条 市長は、基本構想を策定しようとするときは、あらかじめ、第12条に規定する菊川市総合計画審議会に諮問するものとする。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(議会の議決)

第7条 市長は、前条に規定する手続を経た後、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(実行計画の策定)

第8条 市長は、基本構想に基づき、実行計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第9条 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(総合計画策定後の措置)

第10条 市長は、総合計画に即した総合的かつ計画的な市政の運営を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、総合計画の実施の状況について、公表するものとする。

(総合計画と市政の各分野における計画との整合)

第11条 市は、市政の各分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定しようとするときは、総合計画との整合を図るものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(菊川市総合計画審議会の設置)

第12条 総合計画を策定し、及び総合計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、菊川市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の所掌事務)

第 13 条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本構想に関し、第 6 条に規定する事項を処理すること。
- (2) 総合計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施の状況を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項を処理すること。

(審議会の組織)

第 14 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体が推薦する者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(審議会の委員の任期)

第 15 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(審議会の会長及び副会長)

第 16 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第 17 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の意見の聴取等)

第 18 条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、審議会への出席を求め、その意見を聴き、若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第 19 条 審議会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(審議会の運営)

第 20 条 第 12 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に策定される総合計画について適用する。

(菊川市総合計画策定委員会条例の廃止)

3 菊川市総合計画策定委員会条例（平成 17 年菊川市条例第 166 号）は、廃止する。

3 菊川市総合計画庁内策定委員会要綱

菊川市総合計画庁内策定委員会要綱

(設置)

第1条 菊川市総合計画条例(平成26年菊川市条例第16号)第2条第1号に定める菊川市総合計画(以下「総合計画」という。)の円滑かつ効率的な策定に資するための庁内組織として、菊川市総合計画庁内策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画の策定に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 総合計画の策定に関する必要な資料の収集及び整理に関すること。
- (3) 総合計画案の作成に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合計画の策定に関し必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 総務部長
- (4) 危機管理部長
- (5) 企画財政部長
- (6) 生活環境部長
- (7) 健康福祉部長
- (8) 建設経済部長
- (9) 教育文化部長
- (10) 消防長
- (11) 病院事務部長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、教育長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 委員会に、第2条に規定する所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 前項に掲げる部会に属すべき委員は、市長が指名する者をもって充てる。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の会議に準用する。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求め、その意見を聴き、若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成17年8月29日から施行する。

附 則（平成18年3月20日訓令第9号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月4日訓令第27号）

この訓令は、公表の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年4月1日訓令第8号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成22年5月17日訓令第8号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第14号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月14日訓令第3号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月25日訓令第27号）

この訓令は、菊川市総合計画条例の施行の日から施行する。

4 第2次菊川市総合計画策定経緯・経過

◆菊川市総合計画審議会

開催年月日	会議名	内容
平成27年 2月24日	第1回	
5月1日	第2回	
6月30日	第3回	
7月31日	第4回	
9月17日	第5回	
12月25日	第6回	
平成 年 月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		

◆菊川市総合計画庁内策定委員会

開催年月日	会議名	内容
平成27年 1月13日	第1回	
4月16日	第2回	
5月13日	第3回	
6月8日	第4回	
7月7日	第5回	
7月17日	第6回	
7月31日	第7回	
8月12日	第8回	
8月19日	第9回	
8月27日	第10回	
10月13日	第11回	
11月12日	第12回	
12月14日	第13回	
平成 年 月 日		
月 日		
月 日		
月 日		

◆菊川市総合計画庁内策定部会

【第1部会】

開催年月日	会議名	内容
平成27年 5 月 27 日	第 1 回	
10 月 5 日	第 2 回	
10 月 13 日	第 3 回	
10 月 26 日	第 4 回	
11 月 11 日	第 5 回	
12 月 16 日	第 6 回	
月 日		
月 日		

【第2部会】

開催年月日	会議名	内容
平成27年 5 月 27 日	第 1 回	
10 月 5 日	第 2 回	
10 月 14 日	第 3 回	
11 月 30 日	第 4 回	
12 月 14 日	第 5 回	
月 日		
月 日		
月 日		

【第3部会】

開催年月日	会議名	内容
平成27年 5 月 27 日	第 1 回	
10 月 7 日	第 2 回	
10 月 16 日	第 3 回	
11 月 2 日	第 4 回	
11 月 12 日	第 5 回	
12 月 18 日	第 6 回	
月 日		
月 日		

◆各種意識調査

調査区分	調査期間	調査対象	配布・回収数（回収率）
市 民	平成26年11月～12月	菊川市に住む20歳以上の市民2,000人	配布数：2,000票 回収数：1,023票（51.2%）
企 業	平成26年11月～12月	菊川市内の企業・事業所	配布数： 96票 回収数： 58票（60.4%）
団 体	平成26年11月～12月	菊川市で活動している各分野の団体	配布数： 145票 回収数： 93票（64.1%）
自治会	平成26年11月～12月	菊川市内の自治会長	配布数： 128票 回収数： 111票（86.7%）
中学生	平成26年11月～12月	菊川市に住む中学2年生	配布数： 485票 回収数： 459票（94.6%）
高校生	平成26年11月～12月	菊川市に住む高校2年生	配布数： 472票 回収数： 447票（94.7%）
大学生	平成26年12月～ 平成27年1月	菊川市出身の学生の方	配布数： 100票 回収数： 76票（76.0%）

◆未来のきくがわまちづくりワークショップin2015

開催年月日	会議名	内容
平成27年9月18日	第1回	オリエンテーション・グループワーク
9月25日	第2回	グループワーク
10月2日	第3回	グループワーク・提案まとめ

◆市議会

開催年月日	会議名	内容
平成 年 月 日		
月 日		
平成 年 月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		

5 菊川市総合計画審議会への諮問

諮問内容記載

6 菊川市総合計画審議会の答申

答申内容記載

7 用語解説

本文中に記載される、専門性の高い用語等について下記に概説します。

【あ～お】

【か～こ】

【さ～そ】

【た～と】

【な～の】

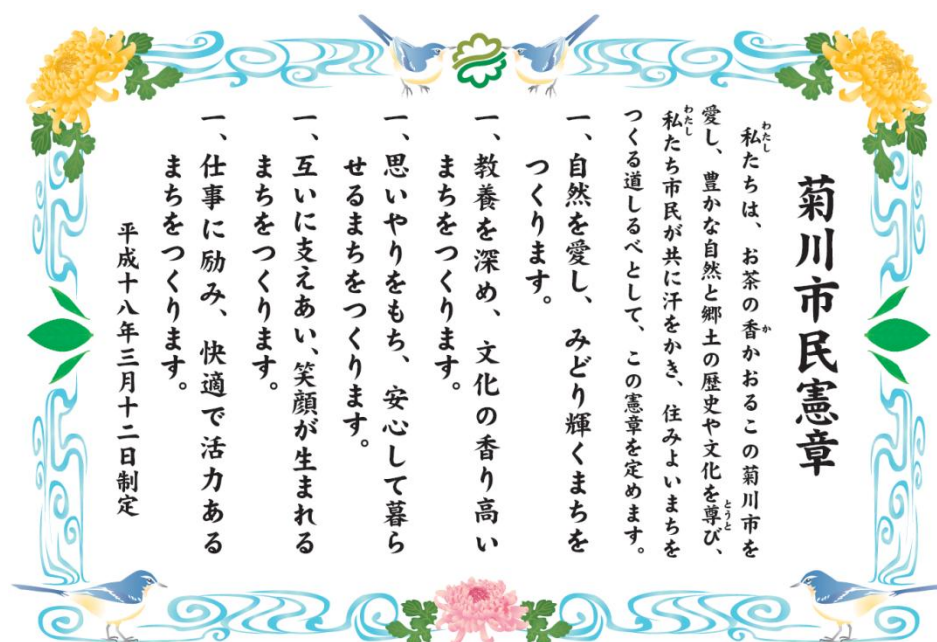
【は～ほ】

【ま～も】

【や～よ】

【ら～ろ】

【わ～】



菊川市の市章

菊の花と菊川の流れをモチーフに、2町が合併し一つの市となる様子をデザイン。

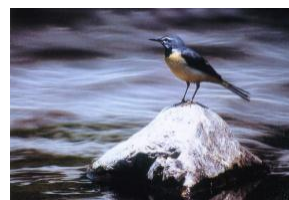
菊川茶に代表される自然を生かした産業豊かな市の特徴を、2色の緑で表現している。現在から未来へと受け継がれる、人と緑が共にいきいきと発展する姿を表現している。



市の花
【菊】



市の木
【茶】



市の鳥
【キセキレイ】

第2次菊川市総合計画

平成〇年〇月発行

発行

菊川市 企画財政部 企画政策課

〒439-8650 静岡県菊川市堀之内 61 番地

(TEL)0537-35-0900 (FAX)0537-35-2117

E-mail : kikaku@city.kikugawa.shizuoka.jp

【ホームページ】 <http://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/>